

明治廿七年二月二十六日第三種郵便特認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. IV. APRIL, 1901.

VOL. XIV.

明治廿七年五月刊

本月一四二十日發行

明治三十四年

監獄協會雜誌

四月二十日發行

第十四卷

第四號

監獄協會發行

第拾四卷第四號目次

○會說……………(一頁)

○監獄作業に就て(承前)……………(七頁)

○論說……………(七頁)

●犯罪統計に就て(續)……………(監獄茶話會於て)……………柳澤伯爵

●刑法の改正(完)……………法學博士 富井政章君述

●歐洲監獄衛生に就て(第一回)……………(於二月廿四日警視廳監獄講習會に就て)……………警察局長山根正次君講述

●監獄の目的(三)……………チャールズ・ダッドレイ・ワトソン氏監獄統計の研究附感化院……………仲小路 廉

●「メルチオン」氏式個人識別法(第五)……………法學士 岡田朝太郎

○雜錄……………(五三頁)

●三十四年度監獄關係豫算に就て……………

●三十四年度地方監獄費配當豫算仕拂上の注意一斑……………

●監獄巡迴官の設置并に其職務章程に就て……………

●監獄行政整理は如何……………

●監獄行政區劃の特點を望む……………

○統計……………(六二頁)

●明治三十四年一月末日全國在監人員表……………

○時々のくさく……………(數件)……………(六五頁)

○通信……………(六九頁)

●空堀分監第十一回茶話會狀況……………

●九州各縣監獄茶話會狀況……………

●香川縣監獄茶話會狀況……………

○雜報……………(七〇頁)

○會報……………

第拾四卷第三號目次

○會說……………(一頁)

○監獄作業に就て……………(八頁)

○論說……………(八頁)

●司獄官の規律に就て(監獄協會茶話會に於て)……………記者筆記

●「メルチオン」氏式個人識別法(第四)……………法學士 岡田朝太郎

●北米「エルマイア」監獄に於ける不定期刑に就て……………小河滋次郎

●刑法草案第壹編第二章第一節に就て……………法學士 名村 伸

●不良少年に關する監獄問題……………印南於免吉

●第六回萬國監獄會議の景況に關する談話……………小河滋次郎

○獄事叢叢……………(八八頁)

●サンシール監獄寫眞の說明…………… 岳 洋生

○統計……………(九四頁)

●明治三十三年十二月末日全國在監人員表……………(九九頁)

○雜錄……………(一〇二頁)

●外事彙報……………(數件)……………(一一二頁)

●關逸國高等密院參事官ワエルネル氏の傳……………(一一一頁)

●殺人犯者及試逆者……………

●合衆國兩部の監獄委員錄……………

○通信……………(一二四頁)

●警視廳監獄茶話會……………

●警察監獄學校第二期卒業生慰勞并に懇親會の概況……………

●福井縣監獄茶話會概況……………

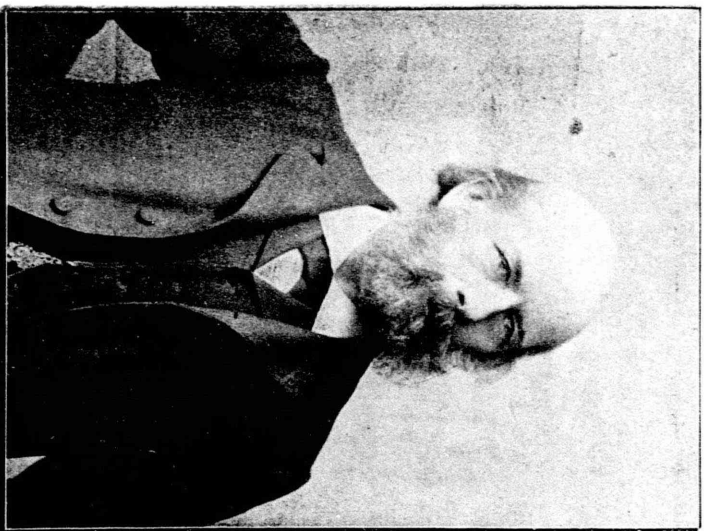
●柏田新潟縣知事獄事の熱心……………

●伊東忠恭氏新嘉坡通信……………

○法令……………(一三〇頁)

○會報……………

(小)河滋次郎會頭



長院計統四端區犯書通會監監國風回六第  
氏ム一ヨ一ギルホトクド

(本誌第十四卷第三號第一回風國監獄會頭の概況參考)



風局監監官長務總書法司義耳白長會議會監監國風回六第  
氏ル一ツラ

# 監獄協會雜誌第十四卷第四號

(明治三十四年  
四月二十日發行)

## 會 說

### 監獄作業に就て

前號の續

世論動もすれば監獄作業を以て刑罰懲苦の手段と爲し卑賤憎惡の感念を以て之を  
迎ふる者なきに非ず、是れ實に世俗の見解たるのみならず一般法學者間に在つても  
尙認識せらるゝの事實あるを見る、蓋し古代奴役の沿革に基きたる謬想にして到底  
今日の作業課役主義と相容るべきものに非ず、勞働は吾人天賦の義務にして人勞す  
るに非ずんば食する能はずとの格言は監獄内に在つても能く格守遵奉せしむる所  
なかるべからず、勞働豈何ぞ夫れ刑罰ならむや、勞働は監獄の内外を問はず吾人の當  
に努むべき當然の義務なりとす、殊に彼等囚人の大多數は此義務を怠り職業を放棄  
したるに基ず、故に之を利用して以て紀律を教へ勤勉の良習を馴致し且又生業習得  
の用に供せしむるは監獄作業の須らく趣旨とせざる可からざる點なり、然に之を以  
て刑罰懲苦の手段と爲さむか、無職業の徒愈々益々勞働を厭忌するの念を生じ再び

犯罪の止む可からざるに至るは必然の勢なりとす、加之作業の實態は世俗の見と同じふせず寧ろ之を以て彼等囚人は慰暢の具と爲すの事實あり、試に一たび監獄生活を營みたるものに向て問へ、晏然手を拱し終日監房内に跪坐すると工場若くは農場に在つて作業に餘念なきものと孰れか苦痛多きかを、彼等は必ず訴へて謂はむ終日端然として容姿を整ひ房内に正坐し無聊に苦まんよりは寧ろ作業に因つて轉心慰暢する所あるに若かずと是れ實に監獄の實情を知る者の能く皆相一致する所なりとす、作業を以て苦痛と爲すは今日の實際に反するのみならず理論の上にも勉めて亦此觀念を排斥せざる可からず、甚しきに至つては空車荷石舂砂等不生産的作業を採り若くは從來習熟の役業を避くるが如き弊は全然作業を以て苦痛の要素と見做したるの結果に歸せざるを得ず

然りと雖も亦漫に監獄作業を以て經濟的收入を多からしめんが爲めに行刑の旨義を害す可からず、經濟の要は罪囚を最少限度に減退せしむるに在り、刑事政略の要求する所また之に外ならず、此最終の目的を忘れ徒らに目前の利益に汲々たる者の如きは偶々以て淺見たるを證するのみ、彼の佛蘭西伊太利合衆國たるもの其適例なりとす、殊に米國に於ては一方作業の收入増加を計る上に於ては勉めて到らざるなし

と雖も囚人の増加もまた他國に比し著るしく膨大し英國の割合に比すれば三倍餘に上れるの事實を生ずるに至れり、若し夫れ監獄に於て共同役業に役事せしめたるが爲めに五拾万圓の利純ありとするも罪惡傳播の弊に依て起る結果は多數の囚人を産出し終に監獄費として一千万圓支出せざる可からざるに至らば是豈一文客の百文損にあらざるや、之に反し一國にして罪囚の減少を計らむが爲めに分房制を採り感化教育の主義を熾んにし僅かに手工業を備へ收入額の上に於ては甚だ尠小なりとは雖も結局利する所囚人減少の結果として經濟上の益得算ふるに堪へざるものあり、茲を以て監獄經濟上の眞旨義と行刑主義とは毫も相杆格するものに非ず一時の小利に眩惑し其本を忘るゝに至つては經濟策として且又刑事政略として共に非難せざるを得ず

今日歐米各國に於て作業施行の方法を見るに大略左の數種に出でざるものゝ如し  
 (一)官司業 官司業とは作業に關する事項總べて監督經濟共に監署に於て任ずる所のものを謂ふ、此方法は監獄作業として最も適切なるものにして獄制の改良進歩したる國に在つては多くは此方法を採り若くは之を採用せんとするの方針を取るものゝ如し、然れ共官司業は囚人をして全然監獄官吏の監督に委せしむるの判

益ありと雖ども亦一方往々にして官吏の商業に不慣熟なるか爲め經濟上の利益渺く若くは其損失を招致することなきに非ず加之當該官吏をして私利を營ましめ若くは官紀を紊亂せしむるの虞あり又之が爲めに管理事務の錯雜を來たし多數の吏員を要す此等は總べて官司業に免かる可からざるの弊失なりとす若し夫れ成るべく此弊害を脱却せむと欲せば官廳を顧客と爲し普通民間の需用に應ずるを避くるの方針を採るを要す現に獨逸及英國に於ては郵便官衙海陸軍警察署及監獄等の需用品を供給せんことを努む米國に於ては今日官司業を採用するの監獄甚だ渺なく曾て千八百八十四年オハヨ州に於て立法府の受負業を廢止したるが爲めに同監獄は官司業を採り印刷及鐵器木器の製造に従事せしめたるも一年ならずして利純の少なきに驚き遂に之を改め一人に製品を賣却するの方法を採るに至れり米國の如き作業收入の點のみに着眼する邦國に在つては此の如き敢て深く怪むに足らざるなり

## (二) 賃貸業

前述官司業と全然反對するの施行方法にして一人に對し禁錮費額の全權を一任し囚人を賃貸する方法なりとす是れ久しく南米諸國に於て行はれし方法にして近時漸く之が跡を歛むるに至れりと雖未だ十分絶滅するに至らず

尙現に二三地方に於て之を行ふの事實あり賃借主は總べて囚人に對し全權を有するを以て再び之を鐵道會社鑛山主其他大工場主に賃貸し其間利益を壟斷し罪囚をして轉々漂泊天幕の内に棲居せしむ短銃鞭答獵犬は逃走を防遏するの具にして病死者實に驚くべきの數に上り殊に十歳以上十六歳以下の幼童に對しては慘狀實に忍びざるものあり國家既に刑罰機關を利用して以て奴隸賣買の業を營む其妄また甚しからずや

## (三) 受負業

茲に謂ふ所のものは通常 Contract System と稱するものにして囚人は監獄内に於て自受人の指揮命令の下に勞務に服し監獄は一定の料金を徴するの外

何等の監督權を有せず若くは多少の監督權ありとするも極めて制限的なりとす此方法は主として北米諸州に行はれ監獄行刑をして一人の利益に供せしめ其弊必ずしも南米の賃貸業の如くならずと雖も而かも亦之に次て甚だしきものあり動もすれば自受人は囚人をして過度の勞務に服せしめ或は健康者病者老衰者幼者共に一様に使役し或は監獄官吏に賄賂を贈て其歡心を求め或は囚人をして外間との交通を杜絶せしむるの實例は既に米國の實驗しつゝある出來事にして之か爲めに國家の純利ありとは謂へ到底行刑上諸般の要件をして犠牲に供せし

むること能はざるなり

(四) 制限的受負業 此種に屬するものは作業の状況授業者の撰定其他監獄紀律に關し典獄の認めて以て適當なりと思料する所のものに向つて制限を加へ受負業主に時間と伎倆とに依て受負はしむるの方法とす此方法は歐洲大陸米國の一小部分及我國に於て現に實行せられつゝありて前述三業に比すれば最も進歩したるものとす唯受負業主に制限を加ふるの方法正當適實にして授業者の選任宜しきを得たるときは國家並に囚人の點より之を顧み毫も遺憾なく經濟上作業習得上利する所多しと雖も施行其當を得ざるときはまた其弊甚しとなさず該業に關しては尙以下別に詳論する所あるべし

(五) 個數賣買業 是れ受負業の變形にして米國に於て通常 Piece Price Plan と稱する所のもの今假りに譯して個數賣買業と謂ふ囚人の管理は官署に於て之に任じ唯受負業者は素品を供給し而して其製品を購買するに過ぎず是を以て受負者は自己の利便と市場の状況とに従ひ自由に其製品を選択するが爲めに經濟上の損失を蒙むることあり市場の如何に拘はらず一定の價格若くは契約期間内一定の夫實を支拂ふが如き通常受負業に比すれば此點に於て欠點あるを見る

歐米各國に於て行はるゝ作業施行法は大略以上の五種を出でず各業各々利害長短の存する所なりと雖も結局監獄作業としては主として官司業を採り止むを得ざる場合に於て制限的受負業を採るを可とす (未完)

論 說

○ 犯罪統計に就て (續)

(監獄茶話會に於て)

柳澤伯爵

次に男女兩性に付ての犯罪關係を觀察いたせば何處でも無論男が多いは當然で女子は少ない、あちらでは普通男百人に就ての割合が女子は五乃至二十五になつて居る日本では重罪輕罪の平均は男子が八十九で女子が十前後になつて居る、最も是は勿論犯罪の全體から見た話で犯罪の性質で分けますれば大分違つて居る、外國で申しますると女子の最も多い犯罪は女子其者に適當なる者則ち窃盜或は盜まれた物を藏すと云ふ罪が多く、如此き者は普通都會に多いのであります、又日本では財産に

關する犯罪は男子に多く、女子は身體に關する犯罪が多いが、今其年齡別に就て見るとは、是は各國殆んど同一に出て居る。大概二十歳から三十歳の間が一番多く、其次が三十歳から四十歳、其次が四十歳から五十歳、其次は二十歳以下と云ふ風になつて居ります。それから又外國に就て身の上の有様を調べて見ますと、犯罪者の大多數は獨身者であります。最も是は一度も結婚しない者ばかりではない、結婚してから後獨身になつた者もはいつて居るので、其全體を言ふから餘程多いです。併しながら此も亦身の上の有様が違つて來るに従つて犯罪の種類も異ります。日本では重罪のみに就て見ますると、矢張未婚者に最も多い。此は何處も然る可き事であり、其理屈は明で別に説明もいりません。次は既婚者で子を有する者になつて居る。既婚者で子がある者に犯罪者の多いのは全く日本に特別のことで、歐羅巴にはない。是は婚姻する事情が違つて居るに因る事と思ふ。随分日本の婚姻では單に人物が善いとか、家柄が相應だとか顔が麗しいとか、血統が正しいとか、或は甚だしきに至つては一時的發情で結婚すると云ふやうに、結婚條件が全體の上で易くなつて居る。今日では全くそふでもなし體格を十分に調べたり又財産の事も多少注目する様だが、一般に申せば先づ財産を目的の第一として結婚すると云ふ風ではありません。所が歐米人の結婚は其實を申せば

財産結婚に歸するのであります。向ふは一夫一婦の親愛的自由結婚など、一口に言ふ者もありませんが、其當を得た話でない。結局の希望は双方共財産を目當にするのである。最も双方共金持と云ふ事は始終ある者でもない。故に獨乙などは軍人が交際社會にモテル處から軍人は夫れをあてにして金持の醜婦と夫婦になる者もあり、又米國あたりの金満家の嬢さん達は人爵を好むの餘り金の成光で伊太利や佛國などの貧乏華族と婚姻するのは少くない。是等は一二の例であるが他に付て見ても多數はコウ云ふ財産結婚であるからどうしても自分の身の上に変ふ事があつても直ぐ困るとは、從て既婚者有子の犯罪率なるも怪むには足りませんが、日本では今申す通り財産結婚主義でないから、子でも出來ると夫れだけ貧困人は生活上困難が増す。又稼ぎ人の亭主がなくなると残つた妻子は財源を失つて無一物になり易い。貧乏人の子澤山と云ふが眞に其通りで佛國の統計學者ベルチヤン氏のロンパン、パリ、ベルリッ、ウインの四大都會で調べた結果を見ても、貧民の住居して居る區域では子供の生れる數が富者の區域内で生れる小兒の數と比較してタシカ三倍程多いと肥臍して居る。此は日本の大都會の事實にも適當して居る様に信ずるが、夫故生計の困難と云ふ事第一の原因となり、既婚者の子のある者に犯罪者の多い事と思ひます。それ

なれば西洋でも貧乏人の子の多い者に矢張犯罪者の多い譯でありそふな者ですが此は結婚條件の御蔭で日本程甚だしい結果に至らん者と見へ統計の事實に目立つて現はれて居らん様であります。其次は犯罪の動機の説明です、是を集るは随分面白い併しながら又むづかしい、それは犯罪者の法廷に於ける申立てを殘らず本當と見る事は出来ず又罪跡の不問の分は無論黙して居らふし又知れかゝつた犯罪でも随分種々の手段を盡して免かれむとし、其上に辯護士と云ふ者があつて被告の利益の爲めに辯護するから随分被告人の罪を蔽すことが出て来る、それであるから今日迄得たる處の統計成績丈けては犯罪の動機を充分に洩れなく一括して説明することは出来ませぬけれども大体一ト通りの標準丈けは先づ分つて居る例へば佛蘭西で作つた殺人犯の統計を見まするに殺人の原因は普通喧嘩口論或は復讐と云ふやうなことが多い、日本では此原因に關して精しい分ちがあつて随分精密に出来て居るが重なるを一ト纏めにしてどれが多い少ないと云ふ事が判らず、從て重なる動機は何であると云ふ斷定は下してない、即ち統計的觀察は十分に下してあると申されません。併て次に申しあげたいは刑罰の結果の御話であるが是もなかく面白く併しながら此刑罰の結果の統計的分類と云ふものは亦容易には出来ませぬ、何故と申すに百

分比例を取つて見ましても重罪のみを見ると凡ての犯罪を見るとで結果が違ひますからです英國では禁錮の刑に處せられる者が多い、是は普通重い罪を犯した者に對する處置であります、今輕罪以下に就て見ますると犯罪者の四分の三は罰金を科せられて居る、又一ヶ月以下の禁錮に至つては僅か百分の十であります、此歩合は各國同じになつて居りません、獨逸では犯罪者の過半以上は牢屋に入れられる、そふして其全數の三分の一は罰金を申し付けられる、今日では又獨逸の傾は罰金が多くなつて来る、短い時間の禁錮は減つて來て居り、埃太利も其傾を持つて居ります、是は御承知の通り僅かに五六日位の禁錮では少しも刑罰の効能なく犯罪人に對して制裁力が薄い、爲めに却て習慣性の犯罪者が出來ると云ふからであります、習慣性の犯罪に就て見まするに先づ犯罪者の大部分は一遍牢に遣入つた者である、男女の區別に係はらず何處でも其事實を認めます、日本では重罪に就ては再犯以上は百分の二十輕罪は百分の三十三で財産に對する罪が一番多いことになつて居る、是で先づ一ト通り犯罪統計と云ふ名目で調べる處の重なる項目の説明を致しまして是に就ては本當に申しますると一々數量的の材料を掲げ所謂統計表を示して説明いたせば實際の事柄が猶一層明白に判り統計學の効用も知られて諸君の御感し



も深くなる事と思ひますが一寸前に御断り申した通り餘り長くなりしますので私は單に其結果丈の御話しを申しました。序に申しますが右申しあげた外、猶一二の項目や、行政上研究すべき事がある、一寸申さば犯罪人の研究に付てどう云ふ數を一体土臺にするか、單に被告人のみを見るか或は刑罰を受けた者に就て見るか堂かど云ふ事て獨逸の如きに至つては一逼宣告を受けてからの者を精しく調べる又他の國では被告人を殘らず調べて行くこと云ふ風で種々異て居りまして此事も研究すれば又御参考になる事でもありませんが、別にケ條別けにして茲に申さなければならぬと云ふ程の事でありませぬ夫故前にならべた順序丈けの事を先づ普通犯罪統計の研究範圍となして他は略します。先づザツト右の説明で大略文明國に於ける犯罪の大量的觀察の結果は御承知の事と思ひます終りに臨んで申上げたのは他事でない今日ではまだ日本で十分に犯罪一般に就ての統計的研究の盡して居らぬと云ふ事です則ち日本では刑事統計表中犯罪研究の範圍が右申した如く十分に種々の方面より廣がつて居らぬ例へば重罪犯の分ちは随分身上に就ても調べてあります。輕罪になりますると身上の區別が大變少ない、夫故重罪のみの研究は先づ不十分ながらも出來るとしても所謂犯罪全体に就ての研究は材料の不完不備の爲め残念な

がら正確なる成績を見る事が出來ない併し重罪丈けでも前の如き成績も擧つて居ります。それでそれに倣つて輕罪にも其通り調べる事の出來ないとはないのであります。すから尙重罪と同じやうな形式で調べを希望するのであります。又項目の不穩當なる者や酌量の取扱ひの手續等の不十分なる者は改良してモライたい者です。此等は私の前に批評しつゝ御話しした事を一通り御考へ被下れば判る事である、一体此統計事業とか又統計的調査とか世間では随分必要と申して居り又近頃では其呼聲が一層盛になつた様ですが夫にも拘はらず實際はまだ振はぬのであります。日本での官府統計の中心は内閣統計局であります。が此れは一人の局長二名の専任審査官が先づ頭となつて萬事をやつて居る仕末、其他各省には統計主任と云ふものがあります。が此等の方になりますと實際の統計専門家でない人も澤山居る様である。又各府縣各市町村に於ては主任はあつても果して皆が統計的智識を持つて居る人であるか随分疑はしい。故に統計の學理的的研究と云ふ事は今日の處盛になる譯はないのである。統計の必要を唱へても其道の人が少なければ仕方がない。然らば統計家養成の途が開かれて居るか。と云ふに今日では東京で夏期に開く統計講習會位の者で此の外政府の盡力で専門に統計學研究の業を直接に種くと云ふ事はありません。之れ

のみならず統計研究とか統計機關擴張とか云ふ事には……其必要は知られて居るのだからが實に費用を、おしむ様な形跡が見ゆる是れでは到底駄目である、犯罪統計に就て見ましても其研究は實に始めに申した如く國家に必要な者であるから少なくとも司法省邊りでも専任の統計事務官位のものに設置する事を望みます歐羅巴各國殊に獨佛英以澳等の諸國を見まするに官公の統計事業は一言に申せば實に盛んで完備して居ると云ふより外はありませぬ又刑事統計に就ても夫れく、大家の主任がおりまして研究に従事して居る、佛蘭西の司法省では有名なるタルドと云ふ屈指の社會學者が主任になつてやり、伊太利では亦有名なるボチヲ氏が熱心に取調べて居る、其他獨逸、澳、國、英國等でも同様やつて居ります、處が日本の今日の有様は右述べた如き故不取敢此外監獄統計に依つても犯罪に關する研究をなしたならば又面白い成績も出来ると思ひますから是等は監獄に關する御方の御靈力を煩したのであります甚だ咄辨でございますまして申上げたことで十分であつたか否や心配いたす事であるが兎に角私の申上げました事の大體を御了解被下し事なれば私の幸福でございます(拍手)

正誤 本年二月刊行の本誌第十四卷第二號九頁の末行柳澤伯の講演中、「人口三千餘」は「人口一萬三千餘」の誤植に付是正す

## ○刑法の改正(本誌第一號の續き)

法學博士 富井政章君口述

### 刑の執行猶豫

今回修正案に於ては大議論の末新に設くることに決定したりと云ふは刑の執行猶豫と稱する重要な制度なり抑々今日刑法を改正するに當り最も攻究せざるべからざる問題は再犯以上の者の處分に在りと信す蓋し何れの國に於ても數十年來累犯者の増加したることは統計上争ふべからざる事實なりとす佛國の如きに於ては此問題は久しきより政治家及び學者の頭腦を悩ましたるものなり蓋し始めて罪を犯す者は多く一時の愆情に制せられて之を行ふものなりと雖ども累犯者に至ては往々一種特別の犯罪者と見るべきものにして其の中には到底懲治の望みなき者少しとせず故に其の種類によつては斷然之を社會より驅除して害因を絶つの外又國安防衛の手段あることなし然れども殖民地を有せざる國に在つては此の種の處分を行ふこと容易ならず又累犯者中には改善の望みある者も少しとせず此の種類の者に對しては懲罰を主眼として其の刑を科すると同時に成るべく再び善人となす

の方法を盡さるへからず殊に必要なるは再犯の生ずる以前に於て之を生せしめざるの策を立つるに在り即ち累犯者の繁殖を防ぐ爲め初犯者に對しては深く其の處分法を考へ一度蒙りたる刑罰の汚辱又は監獄の生活に因て益々兇惡の念を増長することなき方法を講究すること最も肝要なりとす要するに刑法上に於て累犯を防遏するの途を講究するは今日立法政策上に於ける一大要務なりと信す

今茲に論せんとする刑の執行猶豫なる制度は犯罪者の改善を奨励し再犯を豫防するに最も適切なる方法なりと信すこの制度は始め米國に行はれ次て歐州に移り現に今日白耳義佛蘭西等に行はるゝ所のものなり其趣旨とする所は或る制限内に於て犯罪人に一時其刑の執行を猶豫し一定の期間内に再び罪を犯さば前刑を併科しなほ再犯の故を以て其の刑を加重すへきも若し之れに反して其期間内に重て罪を犯さるるときは曩に宣告したる刑を全免するに在り但し其の免刑は大赦に同じく判決の効力迄も全滅せしむるものとすへきや將た刑の執行を免除するに止むへきやは立法上の一大問題なり若した刑の執行を免除するに止まるものとせば刑の執行猶豫なる名稱は毫も間然する所なし若し之に反して判決の効力迄も消滅せしむるものとせば刑の條件附宣告と稱するを穩當とす佛國現行法は此の第二の主義

を採り學者一般に刑の條件附宣告と稱せり然れども余の見解を以てすればたとへ此主義を採るとするも刑の執行猶豫なる名稱にて取て不可なることなし如何とすれば法律又は判決に定めたる期間の満了する迄は其の判決は依然として効力を有した刑の執行を猶豫するに過ぎず期間内に再び罪を犯すことなくして始めて既に遡り判決の効力を消滅せしむるに外ならされはなり

佛國に於ては從來累犯者の數實に驚くへき程度に増加したるより憂國の士は舉つて其心を惱まし之か匡救の策を講ずるに至れり夫れ斯の如くに連年累犯者の増加したる原因は主として監獄制度の不完全なるにありしか如し蓋し佛國に於ては從來一般に雜居制を採用せる結果として一度監獄に入る者は平素惡業についての先輩に接近して其の道の知識を造むるの便宜を得るを以て監獄は恰も犯罪の校舎たるか如き状態なりしか故に出獄の後更に犯罪を續行するものを生したること幾何なるを知らず之に反し刑に懲りて善に復する者比較的に少なかりしは多年間事實の證明する所なり而して其弊害の最も著大なるは短期刑に於て之を見たる如し茲に於てか千八百七十五年の法律を以て分房制を執行することになりたれども財政の事情よりして治く之を全國に設くることを得ずた國中僅少の部分に止まりし

か故に遂に著しき効驗を見ること能はさりき  
 尙こゝに累犯者の増加せる一大原因は一度ひ監獄に入りたるものはたとへ重ねて  
 惡業を爲すことを欲せざるも世人の信用を失墜せるか故に出獄の後に至りて生活  
 の途を得ること甚だ困難なりとす即ち出獄者にして商工其の他の職業に使用せら  
 れんことを求むるも之を雇はんとする者は裁判所にある前科帳簿によりて其罪跡  
 を知ることを得へきにより容易に之を採用するを欲せず之を以て其の者は自然生  
 活の方法に窮し自暴自棄遂に再び犯罪を行ふに至る是れ實に憐むべき状態なり故  
 に佛國に於ては千八百八十五年八月の法律を以て高尙なる點より觀察して此の弊  
 害を矯正せんことを圖れり即ち一方には假出獄の適用を擴張して受刑者の改悛を  
 獎勵し又一方には免囚保護協會の慈仁なる監督に服従せしめ以て出獄後自活の方  
 法を得せしめんことを圖れり又之と同時に復權を得るの條件を寛にし方正なる行  
 狀によつて罪科を消滅せしむるの方便を與ふるか如き百万方經營する所ありしも未  
 だ十分なる効驗を奏せさりき蓋し假出獄の如きは今日諸國に行はるゝ其制度たる  
 こと言を俟されども其の缺點として假令一度ひ之を許さるるも監獄にありし事實  
 は消滅することなく而かも在獄者中往々にして改悛を假裝し其の恩典に浴するこ

とを謀る者を生ずるの弊あり免囚保護の如きは最も獎勵すべきの善美なる事業た  
 ること論なしと雖ども是れ國民公共心の發達の程度及び社會經濟の事情に關する  
 ことなるか故に其の洽く行はるゝことを期するには漸を以てすべく決して一朝一  
 夕に其の完備を望むへからざるなりなほ考究せざるへからざることは假出獄復權  
 等の特典は若し過つて之を濫用するときは必然刑罰の効用を微弱ならしめ却て累  
 犯者の増加を助成するに至ること是なり殊に短期刑の弊害は依然として減少する  
 ことなかりき是に於ては遂に千八百八十五年五月の法律を以て累犯者中改善の望  
 なきものは之を殖民地に驅逐するの處分を設けたり然れども是れ又多數の者に適  
 用すること能はさるのみならず其の目的としたる懲戒の効力を生ずるに至らざり  
 き是に於てか累犯者の數は依然として年々増加したること統計上争ふへからざ  
 る事實なりき  
 佛國に在りては斯の如く數多の方法を試みたるも遂に累犯者の増加を防止するこ  
 と能はさりしか茲に最後の一策として案出せられたるは即ち刑の執行猶豫法の制  
 定なり蓋し佛國に於て初めて此の法律を設けたるときは既に隣邦なる白耳義國に  
 於て之を採用したる時なり當時佛國上院議員ベランゼー氏は白耳義の法律を參酌

して條件附宣告に關する法律案を提出せり然るに此の法律案は上下兩院に於て非常に歡迎せられ遂に千八百九十一年三月二十六日法律として公布せらるゝに至れり此の法律實施の結果如何は實施後凡そ十年を經過したる今日に於ては多小判然したる所あらんと信し一昨年彼の國に滞在中數多の學者及び實際家に質問し又譯朝の後も書面を以て照會する所ありしに近頃最も參考となるべき書類に接することを得たり其書類とは佛國の有名なる刑法學者たる現任司法省刑事局長タルド氏より送附せられたるものなり

佛國政府の慣例として毎年各省大臣より大統領に宛て其所管事務の報告をなすことなるかタルド氏より送附せられたるは即ち司法大臣の報告書なり今此の報告書に依れば千八百九十四年迄は累犯者の數毫も減少するの傾向なかりしか千八百九十五年より始めて其の數の減少する傾向あることを確むるを得たり尤も其の減少の事實か千八百九十五年間に於てのみ起りたるものとせば或は一時特別の事由によりて生したる異例なるやの疑なきに非ずと雖ども千八百九十六年度の報告書を見るも全く同一の結果にして又當時編製中なりし翌千八百九十七年度の報告に於ても其傾向を變せざることを通知せられたり之を以て考ふれば其統計上の事實は

## 論

## 説

(一)

一時の現象にあらずして必ずや一定の原因あることならんと信す其原因は他なし十數年來實施せられたる立法改革の結果殊に刑の執行猶豫法の賜ものなることはタルド氏の書面に徴して之を確知することを得たり從來刑の執行猶豫法に關する佛國學者の著書は極めて多く而して之を贊成せざる者殆んど稀なり是等の著書は固より價値なきにあらずと雖ども余の最も知らんと欲したる所のものは其法律實施の結果即ち確實なる統計上の事實なりしか今司法當局者か責任を帯ひてなしたる右の報告書に接することを得たるは満足に堪へざる所なり然れども此の制度を設くることの當否についてはなほ少しく述へざるべからざることあり即ち之を設くるの利害得失は大に其の規定の方法如何に關するとは是なり殊に其の適用の範圍條件を定むることの如きは最も重要な事項なるを信すこの事については種々の問題あり茲に其の最も重要なもの一二を擧げんに先づ此の法律は如何なる種類且重さの刑に處せられたる者に適用すべきや普通一般の説によれば短期の自由刑に限るべしといふ其理由は他なし短期刑に處せられたる者に対しては監獄は一般に懲治の効を奏せず却て懶惰を促し罪惡に導く弊あることは既に述べたる如し隨てこの種の處刑者に適用して最も其の効用あることは殆ん

と言を俟たざるなり意ふに刑の執行猶豫法の起因は主として此の點に存するものならん現に千八百八十八年に發布せる白耳義國の法律は六箇月以内の禁錮に處せられたる者に限りて適用することとなせり我が刑法修正案に於ても禁錮一年又は懲役六月以下の言渡を受けたる者に限らるへしといふ然れども佛國現行法は此の主義を採らず獨り短期の自由刑に處せられたる者に限らざるのみならず罰金に處せられたる者にも亦此法律を適用することを得るものとせり是れ蓋し犯人の改善を促し再犯を豫防するの必要なることは何れの場合に於ても敢て異なることなしと認めたるか故ならん

## ○歐洲監獄衛生に就て (第一回)

(於二月廿四日警視廳監獄講話會)

警察醫長 山根 正次講述

私は唯今御紹介になつた山根正次であります、どうか御見識りを願ひます、此三四日前に藤澤警視廳第四部長が歐洲に於ける監獄に就て私の見たことを何か話して呉れまいかと云ふ御話でありましたが私は實は御断り致したのです、モウ此頃のやう

## 論

## 説

(三二)

に演説を頼まれたり話を頼まれたりしては大變困るから、モ少ししたら何か材料を見付けて御話致さうからどうか今日は御免を蒙ると申しましたがどうしてもやつて呉れど云ふことで無理々々の御依頼でありました故今日出た譯であります、それを見て来たことを話せど云ふことであります、今回の旅行は御承知の通り非常に短日月でありまして、殊に種々の事を諸方から囑托されました、其復命もまだ實は出来なない今日であります、何れも御話をするやうなことはないものであります、モ少し猶豫を與へられたならば調べて持つて戻つた書物或は自分の調べて来た物を照し合せて御話をしたら或は御参考になる事を幾分か申上げることゝ出来るかも知れませぬが、前申すやうなことでありますから隨て諸君に有益なる事を御話することは出来ない、甚だ私自身でも遺憾とする所であり、殊に又見て来ました所のものを統計的に例證したり何かしますと或は面白いこともあるかも知れませぬが今日は夫等のことも出来ませぬので誠に遺憾であります、大體に於きまして私が少しばかり見て来た儘を御話致さうと思ひます、

私は今日職に衛生の専門に従事して居る者でありますから或は衛生の事に謂ゆる我田引水論をやるやうなこともあるかも知りませぬが、一體一國に於て衛生の進

歩、如何と云ふものは皆さん御存じの通り國の文野を卜するに足るのでありますから此監獄衛生の發達と否とは其國の開明の尺度を證明するに足るであらうと思ひます。夫故に歐洲文明諸國に於ては監獄の衛生に就ても非常の注意を爲して囚徒に病人の少ないと云ふことは實に驚入るのであります。殊に私が今回見て參りましたに就ても非常に囚徒の病人が少ないのであります。凡て囚人なる者は懲罰を目的としないので改悛を目的とす故に此苦痛を形體的になさずして精神的の苦痛を與へて、或程度までは其希望を客れる方が宜しいと考へます。此等は矢張一の改悛の目的でありまして私は尙諸君に申して置くのは、十年前に參りまして見た事と今日と大差ないと云ふことです。今回と前回見た所とさう區別は立たぬやうに思ひます。殊に佛蘭西の如きに至つてはさう區別がない。尤も私は今回は監獄は専門的には見ませぬが私の見た所では其區別が能く付かぬと云ふことを最初に申上げて置きます。私は爰に監獄衛生に就てと云ふことに題して置きましたけれども、私は敢て監獄衛生の事ばかりを今申上げるばかりでなく見て來た事の大體を御話して監獄衛生と云ふことに就て後來日本の監獄でもやらにやらぬと云ふやうな事に就ては他日申上げやうと思ひます。是から私は佛蘭西獨逸、白耳義と云ふやうな所の唯

實見談を御話致さうと思ひます。然るに此實見談をするに就ては御断りして置かにやらぬことがある。それは何んであるかと云ふと、先般萬國監獄會議へ御列席の小河事務官の如きは専心監獄の事ばかりを充分御調べになつて御歸りになられたこととありますから、同君から業に已に充分なることを御聞きになつて居ることと信じます。併しながら眼は二つ宛付いて居つても又見所の違つたこともあるかも知れませぬ。又私の見たのは間違が澤山あるかも知らない。併しながら私も亦皆さんの御參考になるかならぬか知れませぬが其見たことを少しばかり申上げやうと思ひます。

私は昨年八月六日に丁度醫會のある頃でありまして萬國醫會に列席して居りましたが、チヨット監獄へ行つて見やうではないかと云ふことで福岡縣の技師の熊谷と云ふ人とそれから宮本と云ふ醫學士と齋藤と云ふ醫學士と四人連れで佛國のメソソツ、ヨヌチツと云ふ未決監に參りまして案内に依りまして各分房を見ました。元私は是を見たことがあるのであります。それで今度はどう云ふことを見たかと云ふと、私が見る方は即ち醫者はどうして居るか、病人の居る所はどう云ふ植梅になつて居るか、發狂者に對してはどう云ふ扱をして居るか、醫者はどれ位の俸給を取つ

てどう云ふ仕事をして居るかど云ふやうなことに就て少しばかり尋ねて、未決監の分房には第一に私の目に付いたのは發狂者と容れる所が一人づゝ容れるやうになつて居ります、是は日本邊りには見ない即ち其室はボックスを以てふは／＼してあつて發狂者が非常に暴れても怪我をせぬやうに出來て居る、其所には醫者と藥劑官と各一人宛はか置いてない、醫者は千二百法の年俸を取つて居る、囚人はどれだけ居るかど云ふと百廿人收容されて居る、其所の未決監には賄ひなぞはあるかと云ふとそれは置いてありませぬ、さう云ふ設備はない、他より賄をして貰つて居る、さうして其未決監の人は酒を禁じられて居るかど云ふとさうでない、赤酒の如きは其好に任して給して居る、それから運動場があります、運動場は矢張分房制であるから他人を見ることが出来ないやうに出來て居つて即ち運動の自由と云ふものは與へてあるが他人を見ることの自由は奪ふて居るのであります、人類が人類を慕ひ同族の同種族を慕ふのは人情の通性であります、是を奪ふが如きは即ち前申しました或程度までの希望は容れるが一方に於ては精神的の苦痛を與へて居るのであります、其分房の大きさはどれ位であるかと云ふと、凡そ各室八疊敷位あつて寢臺の傍には便器を装置してありまして、其室は四尺四方の窓を有して居ります、空氣の流通は

最も良いのであります、健康保持には適して居ます、私は此内で自殺したり何かするやうなことがあつたかと尋ねて見ましたが、十年來一人の自殺者はないと云ふて居りました、それから醫者と云ふ者はどれだけメイソン・ジャックの事をメーソン・ジャックに來てするかど云ふと、毎日一時間宛來て病人を見て藥劑師に藥を與へるやうに命じて行くと同じく藥劑師も一時間位の内に調劑して歸るやうになつて居る、僅かに一時間であります、然るに前申す如く、一時間計てありますから年俸も餘計ではありませぬがそれでも千二百法を與れて居るのであります、又囚人に於ても何も苦情はないので唯一人の醫者と一人の藥劑師が居るだけであります、併し彼地らでは救急療法と云ふものを研究して居る所の人が多いから監獄に在つても藥劑師の下にさう云ふ事を心得て居る者が居りまして、イザと云へば藥を與へるやうにして居るのであります、私はさう云ふことを聞いて外かの事に就ては別段に尋ねもしませぬでそれから佛蘭西巴里市のサンラザールの女監を見に行きました、是は参考にすべきこととは何もない、是は元の尼寺を監獄にしたのであります、非常に古い建物であります、けれども土臺が煉化と石で築いてありますから非常に堅固な大なる建物であります、其所にはさう云ふ者が這入つて居るかど云ふと五百人程女が這入つて



居る併しなから悉く罪人ではない、罪人でない者も居る、ナゼ罪人でない者が居るか  
と云ふ疑もありませんが是は公娼の病氣に罹つた者で陸軍で言ふ三等症即ち梅毒  
に罹つたり麻疹に罹つたり下痢に罹つたりした者を此監獄に打込んで置くので、此  
扱は日本から見ると甚だ残忍に考へられる、日本ではどうであるかと云ふと公娼で  
も病院へ行つて、自由廢業と云ふことが今日出来た爲めに直ぐに此病氣のある所  
者すら出て行くこと云ふ有様になつて居る、病氣になつて居る者がどれだけ出て世の  
風俗を害し世の爲めに澤山の病人を捨らへるか分らない有様である、然るに斯の如  
きことが彼の佛蘭西の自由を重んずる國にでも出来て居る、其五百人の内の二百人  
は公娼である、且又其監獄内に大變年を取つた者が寝て居た、あれどうしたかと云  
ふたらそれは老年まで娼妓になつて居つてさうして遂に役に立たぬのが其所に集  
められてあるのでありますと申た、さうして醫者が數人居りまして其醫者は二階は  
誰何處は誰と云ふやうに階段に依つて分れて居つて患者を治療して居るのであり  
ます、随分ヒドイ病人もあつたのであります、私は其外以前佛蘭西の監獄を見た  
ことがありますが即ち爰に御居ての小河君も見られたのであります、フリゾン  
サンテと云ふものがあります、私は此事に就て少しく御話をしますが、其有様

はどうであるか今度参らうと思ひましたが其参る時に於て妨げられて前の時と餘  
計變つても居らず、外かを見たら宜からうと云ふので、其所へは、能う行きませぬでし  
たが私は尙其頭にあることをチョット御話致します、此フリゾン、サンテと云ふ  
監獄は千八百六十七年の八月八日に出来たもので第一の監獄と言ふて居るもので、  
建築費はどれだけ要したかと云ふと七百萬法を要しさうして僅か千人を容れる構  
造である、其組織に就て少しく御話しますればそれは典獄が一人副典獄が一人であ  
る、で典獄が數等に分れて居つて四千五百法から六千法の年俸を取つて居るのであ  
ります、其外會計書記一人同書記補が二人居つて又醫者は醫長が一人無給で居る、  
それから醫者の助手が二人居る、それは千法宛貰つて居る、それから藥局に藥劑師が  
一人居つて僧侶が三百法宛貰ふのが三人居る、是は皆、カドリ、クです、猶太教の僧が  
一人それから「プロテスタント」の僧が一人であります、此醫長はナゼ無給であるか  
と云ふと此人は名譽でなつて居る、無給ではあるが長い間嚙托を受けて居ると先に  
行つて勳章を貰ふとか云ふやうな名譽の爲めにやつて居るのであります、重罪を  
五百人輕罪を五百人收容しまして重罪は皆一人宛分房でありますが其所に於て  
は輕罪は矢張多數集めてやつて居る、重罪の者でも又集めて仕事をすることになつ

たのでありますけれども大概分房制であつて一人々々になつて居ります。それで看守はどれ位居るかど云ふと看守長が一人副長が四人看守書記が四人であつて看守が四十三人其外かに周圍を守つて居る番兵が十六人あります。今の醫長と云ふものはどう云ふ事をして居るかど云ふと、午前十時に來まして診察をする、助手は一人宛宿直をして居る、囚人は衣服を脱せしめて這入つて來る時に於ては消毒の上でなければ之を預りませぬ、消毒の上預つて置いて一ヶ月間の者は自己の服を用ひることが出來るとか云ふやうな事、それから殊に佛蘭西では這入つて來る時には必ず頭であるとか凡て身體をベルチヨン式に隨つて能く測つて置く又寫眞を取つて置くこと云ふやうな事があります。其囚人の入浴はどうするかど云ふと一ヶ月一回であります。室を暖めるには蒸氣機關があります。又工場には暖爐が備へてあります。それから獄則を犯した時にはどう云ふ事をやるかど云ふと、第一が譴責、第二が減食それから罰室に入れる、それは三日以上十五日以下であります。三日までのものは大概水と麵包とを與へて置く或は四日目には平食を與へる、それから讀書を禁すること、家族へ書簡を遣ること、差入物を禁すること、面會を禁すること等があります。それから看守方に對しては食堂がありました。其所に隨つて五十サンチ

## 論

## 説

(一三)

ムを拂へば飯か食へるやうになつて居る、囚人は六時に起きて八時に寐る、夜は瓦斯を點じます。が八時半にはそれを消さにやならぬ、それから食後少しの休憩を與へる、十六歳から四十歳までの者には一日に一時間宛の學校なり或は寺院に行くことを得るのであります。食物はどう云ふ物を食うて居るかど云ふと即ち朝晩は半ダの野菜等を混じたる所の汁を呉れる、一週一回百五十瓦の肉を與へて居る、一人宛居る者には一週一回牛肉を與へて居る、それから「シャツ」の洗濯は一週一回であります、それから寢所には「シーツ」を布いて居る、それは一ヶ月一回之を取替へるのであります、それから囚人の儲けて居る所の金は六十「サンチム」乃至七十「サンチム」であつて其内の半額は官に納めて半額の二分の一を囚人に與へて残り二分の一は會計に預つて置いて放免の時に之を渡して、其自分の貰ふ二分の一で食物を特別に買ふことに充てることになつて居ります、併し餘計の物を一時に買ふことは出來ぬやうになつて居る、即ち既決囚は一法、五十「サンチム」まで買ふことが出來る、未決の者は二法、二十「サンチム」までの物を買ふことが出來るのであります、さう云ふ風になつて榮養を取ることでも能く出來隨て病人も少ないのであります、然るに斯う云ふ監獄でも何れの監獄でも肺病患者は隨分あるのであります、又肺病と云ふものを一帯ぬ

れて居るのであります。部屋の事などの衛生上の話は又外かの日に御話致しまする。

それから私は八月の廿七日に佛蘭西から白耳義の方へ行つた。其時はオスタマンと云ふ所の海水浴場を見に行つて、恰ど時があつたから「ブルツセル」に寄つた。「ブルツセル」に寄ると、今日御出席になつて居る小河君に會ふて、それから又前の監獄局長の大久保君に會ひました。其時に明後日は監獄を見に行くと言はれたソコ。私は願つてそれは體か廿六日の晩でした。明日にして貰ひたい。明日の晩には巴里へ歸りたいからと云ふて小河君に御依頼し一日繰上げて貰つて特別を以て小河君の御盡力に依つて有名なる「ブルツセル」の監獄を見たのであります。監獄に行つて書記長に面會して種々問答しましたが、此人は獨逸語を能くするを以て私も少々出来ますから大に便利を得ました。此監獄は大層有名なる監獄でありまして殊に御聞きになつて居りませうが、悉く何んでも箇でも分房制であつて改悛と云ふことには最も利あるやうに思ひます。病室も分房であつて四「メートル」立方あつて、便器は壁に仕込んであります。管に抜けて糞臭と云ふことは少しもありません。其監獄には醫者が二人置いてあります。一人は二千法一人は千法を取つて居る。其醫者が午前と午後に一時間宛

出て来るのであります。それは隔日に午前と午後に一時間宛出て居つて病人を見る。藥劑師は一日の勤務が六時間になつて居ります。さうして其方は時間が長いだけ年俸を三千法取つて居る。醫者の勤務は大變僅かの時間であるけれども、不時の出來事のある時には電話で直ちに其人を呼ぶやうになつて居る。又其所に於ても救急療法をやリ得る所の手傳のやうな人が居るのであります。其者はどう云ふ事をするかど云ふと、俄に病人のあつた時は「チョット」藥を與へるやうになつて居る。それは腹が痛いど云ふたら此藥を與へるとかどう云ふ時には何が何んぼと云ふことが壁に「チャ」と書いてあるからそれを見てやりさへすれば「チョット」の出來事には間に合ふのであります。小河君もそれを見て感じられたのであります。其外洗濯所であるとか賄所であるとか悉く分房で芋の皮を剥ぐにしても一つの部屋で一人て剥いで居るのであります。且又精神病者を入れる室でも殊に狂暴なる者を入れる室とか夫々順序が出来て居ります。

左の一篇は北米合衆國政府より萬國監獄會議に提出したる報告書中の一節にして有名なる米國の治獄家「チャールズ・ダッドレイ・ブリーナー」氏か「監獄統治の研

究と題する標題の下に於て感化院組織の状態を記載したるものにして所論極めて緊切現時我邦に於ても司獄者は勿論一般人士の參考たるべきもの尠からずと認め公餘其一章を抄譯し予か頃日以來筆を執り來りたる『監獄の目的』なる雜記の第三として之を充つ

### ○監獄の目的(三) チャールス、ダッドレイ、ワー

#### ナー氏監獄統治の研究 附感化院

仲小路 廉

從來吾人が犯罪者を改良感化せしめんとする上に於て社會の安固を保持し且社會民衆をして國費の負擔を軽減せしめんとする計策の比較に於て吾人の招きたる此失敗たるや深く其因て基く所を考ふるに從來吾人は犯罪者の改善に付ては單に之れを皮相上肉體的問題と爲し、一步を進めて心靈上精神的問題として之を考究せざりしに基因するのみ、吾人が從來の計畫たるや唯た監獄を改良し、囚徒の身體的關係と其四圍の事情とを改善せんことに汲々たりしのみ實に是等の計畫たるや、今にして之を顧みれば國家的經濟の大主義と人類自然の心性とを研鑽するか如きこ

となくして寧ろ唯た一種の感情に依て支配されたりしものと謂ふ可し。從來計畫家の胸中に來往せし其見解たるや竊に以爲らく囚徒の待遇は穩和寛大ならざるべからず若しも之を待遇するに從來よりもより多く親切に其監房の如きも暖室の設備と云ひ空氣の疏通と云ひ光線の作用と云ひ出來得る限りの手を盡し其食物の如き或は特權の如き出來得る限り之れか注意を爲し恩遇を與ふるに於ては囚徒は必ず之れに感激し其心術を改め刑期滿限の後には正直なる生活を營むに至らんと此思想たるや所謂彼の博愛主義に基因するものにして予も亦強ちに之れを絶對的害悪なりとは云ふにあらず左と豫期の結果は毫も實際に於て之れを見るを得ざりしのみならず終には社會公衆の觀念を激動し之れを指して寛濶制度と嘲り漸く之れに反抗せんとするの念慮をして盛んならしむるに至り社會一般も亦之れに反抗するものを正當なりとし當然なりとするに至りたるは事實に非ずや現在に於ける我か模範監獄なるものは實に非常なる經費と建築術の精巧とを極むるに至り監内に於ける住居は普通の旅宿よりも寧ろ安全にして且自由なるべく其監房は暖室の注意行届きガスを以て之れを輝かし極めて愉快に其食事の如きも此囚徒の多數が從來監外に於て慣れ來りしものよりも寧ろ美なるものを以て之れに與へ加ふる

に清潔を極めたる浴場、宏大にして能く整頓したる書籍室、善美を極めたる病室、結構を盡したる愉快なる殿堂、其殿堂内に於ては、毎日曜日には、勤業を爲し、日曜學校を開く、教諭師は常に獄内を見舞ひ、種々の書籍を贈與し、諸種の談話を爲す、講義あり、讀書あり、時としては熟練堪能なる手に依て奏せらるる美妙なる音楽あり、或は屢は休曠日を與へられ、大謝日、降誕日、及び七月四日の獨立祭日には特別なる祝餐を享く、加ふるに多くの監獄に於ては行狀少しく可なれば當初言渡されたる刑期を減少せらるること最も容易なり。

監獄の經營施設に於て、其改良の要用なることは言を待たざる處なり、而して予は敢て此に我が現在の監獄は、終に其過度に失したりしや否に付て予の所感を述ぶることとを望まず、左れと我が從來の行動計畫に付ては、彼の所謂人道論、若くは博愛主義の名義の下に於て、終に囚徒の待遇に付ては、餘り過度に陥り、道德標準を混亂せしむるに至りたる點に付ては、一般人士の惡感情を發動せしめ、助長せしめ、つづつあることは疑ひもなき所に於て、此點に付ては充分の注意を爲さざる可からざるなり、殊に彼の善真にして温雅なる婦女達か、兎に角人に同情を表するを以て美事なりと爲し、彼の頑狂不逞、最も瘳悪なる惡漢無頼者に對して迄、實に嘔吐を催すへき同情を表するか

論

說

如きことは却て社會的感念の健全ならざることを證するに餘りあり、終に自尊心に厚き犯罪者をして彼れか名刺の上に「予は徒に華を望まず」との文字を書せしむるの已むを得ざるに至らしめたり、予は竊に信せり、現時吾人の文化文明たるや著しく人生の程度を高めたと同時に、一面に於ては薄志弱行の徒を養成し、氣力氣概なく遂に相率ひて犯罪者たらしむるか、如き傾向あることは決して之を否定するを得ざるへし、元來不規律なる慈善は徒らに貧民を助長せしめ、犯罪者に對して道理も無く寛大に走することは却て益々犯罪者を増殖す。

予は思ふ、從來吾人の行動を見るに吾人は或る一方面に於ては甚だ過度に馳せ、而して一面に於ては甚だ不充分なることあり、若しも吾人が彼の薄志弱行の徒、若くは不徳不義の輩をして、吾人が享有する此文明の光被に浴せしめんとするに於ては、吾人は須らく此に更に急激なる計畫施設を爲さざる可からざるものあり、抑も規律ある慈善なるものは寧ろ人をして他に依頼するの念慮を去らしめ、獨立自存の氣を養成せしむるに在り、殊に彼の幼者、少年の輩か、從來の系統と現在に於ける四周の情況とに依り、是非善惡の如何を知らず、自然惡に陥らんとするもの等に對しては、最も深き注意を加へ、之をして善真なる方法を定め、方途を指定し、以て之を善路に導くに在り。

予は竊に思ふ今や進んで獨立自存の人と爲り或は退いて犯罪者たらんとすへき迷路に彷徨しつゝある者に對して之れを善路に導かんか爲め國家か之れに對して相當の費用を投ずることは結局國家的經濟の上於ても最も策の得たるものなることは益々明らかなるに至るへし若しも國家か既成の犯罪者に對して或は之れを捜査し監視し或は之れを逮捕し之を審判するか爲に要する勤勉と努力とを以て未だ左迄害悪に感染せざる者に對して之を啓發せんことに力を盡すに於ては此に著しき功果を奏し社會一般をして深く其功績に感せしめ得へきことは左迄久しき時間を要せざるへし左れと予も亦今や將來犯罪者に對しては如何なる取扱を爲すへきかに付ては最も苦心し焦慮する所なり予か現在に於て最も適當にして奏效著しかるへしと認むる所のものは實例を示して之れを救濟する方法を取るに在り予竊かに思へらく吾人は一時の風潮に伴ひ多く責罰を科することを廢止したりと雖も而かも此廢止に伴ふては爾來一面囚徒の改善に就て最も急激なる手段方法を講せざるへからさりしに事の此に出でさりしは予の實に遺憾とする所なり予は實に斯く信せり縱し法律に於て責罰を科することを廢したりしとするも獄内に於ける囚徒の生活に對しては事實責罰を科すると等しく其所遇は力めて嚴峻なるへき

ことは最も必要なる所なるへし元來人は自ら其心身を勞して以て其生活の資を得ざるへからず而して其生計の困難なることを知り人生世に處するは容易の業にあらざることを感知すへきは人として當然爲さざるへからざる所なり抑も彼の犯罪を營業と爲し犯罪を常習と爲し深く其頭腦に浸染したる不逞の輩の如きに至ては犯罪に重ぬるに犯罪を以てし其這れて社會に在る間は常に其業務を繼らんか爲めに奔走し自然特種の罪人種屬を形成しつゝある状態なれば斯る輩をして吾人社會に群居せしめ其害悪を繼にし社會を擾亂せしめつゝ之を抛擲すへきにあらざれば斯る輩に對しては永久之を鎖固し獄内に於て鞭撻を加へ以て其生計の資を獲せしむることを努むるに在り斯る輩は實に社會に在て一事の取るへき所なく而して徒らに國帑を消靡し社會の危害たるへきのみ斯る輩に對して寛大なる取扱は斷して其功果あるへきものに非ず又彼の囚徒に給與せらるる休日或は時々饗せらるる結構なる祝餐或は音樂會講筵華束——予又此數者に對して竊に以爲らく苟くも囚徒の處遇に對して從來の行はれつゝある舊套を一新しく深く其精神的に感動を與へ其性情を變化せしめ意欲の趨向を一變せしめたる上にあらざれば毫も其利益を見ざるのみならず却て奇怪なる結果を見るに至らんと予は遺憾なから言はざることを

得す現在に於ける我か大監獄なるものは、犯罪の練習所、犯罪の教育所を距ること僅かに一步の間に在り、吾人は實に彼の誤解に出でたる博愛主義なるものの爲めに、其助勢を受け、彼輩囚徒の身に取りては眞に結構至極なる情態の下に於て、漸次其子孫を繁昌ならしめ、同類を繁殖せしむるか爲め、犯罪者を著養するか爲めに、吾人は熱心に勤勉しつゝあるのみ。苟も從來吾人か取り來りたる面目を一新し、斷乎として一生面を開くに非らざれば、寧ろ斯る常習犯者に對する所謂寛大制度なるものは、須らく之を全廢し、其自然の運命に一任し、國家は其力を以て之を幼年者、即ち幼少の頃より罪惡に感染し前途必ず惡漢無類の群に入るべき道途に彷徨しつゝある幼年者に對して充分の注意を用ひ、萌芽に於て之を斷し、後繼者の供給を杜絶するに在り。予は茲にピット、アールブラックウエイ氏の監督の下に在る紐育州「ユルマイラ」に於ける感化院の組織、及び其狀態に付聊か其要領を述べ、以て感化組織の狀景に付て世人の注意を求め、併せて將來監獄問題に對して多少の光明を得んことを望む。

「ユルマイラ」感化院は嘗て紐育に設置せられたりし感化院よりも、無論多くの經費を要するものなりし、而して其構造と設備に至ては、勿論近來何れの監獄にも注意する光線空氣の流通、監房の構造に付て最も鄭重なる用意ありしことを述ふる外他に著

しく記載すべきこともなく、又斯ることを詳細述ぶるの必要もなし。唯た其場所柄か人を拘束する場所として少しく鬱幽に失するの嫌あるのみ、左れと其最も著しく他と異なりたる點は、其收容者の全部に對して充分に行き渡る迄講堂即ち教室の設けあること是れなり、簡言すれば犯罪なる門戸を通して入門する少年幼者に對する一大發舎たり、而して此發舎の最大主要なる關鍵は所謂強制教育に在り、此發舎の入門を許容さる可き資格は、十六歳以上三十歳以下の者にして、曾て前科の爲に州の監獄に投せられたること無く、初めて罪犯を爲したるか爲めに處罰せられたるものにして、本州に於ける或る裁判官か此條件の下に於て感化院に送付すべき旨を宣言したる者なり、而して此に收容さるべき囚徒は一定したる刑期を有するものに非ずして、唯た法律の上に於て規定せられたる最長期のみを言渡し、其長期を超ゆることを得ざるのみの條件を以て送付せられたるものなり、假令へは或る囚徒か盜罪の爲めに其長期十一年の宣告を受けたるものありとせば、其十一年間は之れを此院に於て拘束することを得、左れと本州長の職權に依り任命せられたる監督局の評議に因り適當なりと認めたるときは單に一ヶ年内に於ても之を釋放することを得、尤も此監督局は囚徒入監以來の行狀は勿論、本人自身の性質、性行等に關し院内に於て調成せら

れたる記録及び之れに關する微憑を審査し之を自由ならしむるも後來不都合なしと認めたる場合に於て初めて之を釋放す、借吾人をして是れより此監舎に入り舎内の生活を爲すへきことに定まりたる或る者に同行し、以て其監内の順序と風景とを一見するの便に供せしめよ、彼れか始めて此監舎に受取らるるや否、先づ第一に履むへき順序は浴場に導かれ、先づ其身體全部を洗滌し、次に清淨なる衣類一領、其衣類は中流科に屬するものの着用すへき衣類を着せしめらる譯者曰ク此建設場内ニ於テ收容者上流ノ科ニ位シ劣等ナルモノハ下流ノ科ニ屬シ其未タ上下何レニ屬スルモ所屬ノ定マラサルモノハ一時之ヲ中位ニ置キ爾後ノ行狀ニヨリ或ハ之ヲ下シ之ヲ上スコトアリ其詳細ハ追々後文ニ於テテ明カナル可夫れより心意を落ち沈思反省を促すか爲め、一日若くは二日間は之を監房内に閉居せしむ、次て彼れは彼れか身體能力及び其徳性に付て充分なる調査を遂ぐるか爲め、特に定まりたる看守長の前に引出され、彼れか従來の職業、其兩親の習慣、風儀爲し得へくんは其祖父母の習慣、風儀は如何、彼れか性質志氣は如何、彼れは清淨にして且正直なる生活を愛するものなるや如何、彼若し家庭を有し居りたりとせば其家庭の風景は如何、若し又之を有せずとすれば彼れは如何に幼年の時代より世上に抛擲され、彷徨しつゝありたるか、彼れか今回の犯罪を爲すに至りし迄には如何なる習慣を有し如何なる者と交り居りたるか等の點に付て最も精密なる調査を遂げ、彼れか

身體風景の検査に付ては其血統及び遺傳、其健康の模様、に付ては獨り外部に於ける風景のみならず、其皮膚、及び身體組織の精粗、其否に付て極めて綿密なる検査を施行す、次に彼れか才智及能力の風景に付て調査し、種々の事項に涉りて質問を試む、資性鋭敏なるや將た遲鈍なるか、讀書は爲し得るか將た爲し得ざるか、其教育の程度は如何、次に彼れか徳性に關する調査を爲す、彼れは確たる感念を有するか羞耻の心を有するか、毀譽褒貶に關する感覺の模様、徳性に關して如何なる神經纖維を有するか、而して斯る綿密なる調査に付ては典獄、ブ、ラ、ツ、カ、ウ、エ、イ、氏、は常に親しく之を爲し、加ふるに氏か久しき實驗と人間性情を看破する氏か深厚なる智識とは一たひ之れを實見すれば殆んど全部に徹底して之を甄別するの明を有し、判斷正確にして毫も誤れざる所なく、爾後之を陶冶する上に於て必要なる根柢を定むることを得、而して其検査され、調査を受ける者も、其面前に於ては自然其人の威信に感し、如何なる隠秘をも直に發見せられ、或は之を欺き之を誑はすか如きとは、到庭爲し得へき所に非ず、如斯精密に検閲せらるる結果は大なる簿冊中に明細に之を記入せらるる、通例典獄は其紙尾に於て其人物性行に従ひ古來如何なる取扱を爲すへきかに付て適當なりと見込たる見込を記入す、如斯にして此新入者は此監舎の規律の下に於て教育陶冶せらるるこ



たとなる而して其之を爲すや成るへくは其志す所に従ひ且つ最も其人物に適し且最も成效の速かなるへしと認めたる當業を授くることと爲れり而して是れより次に彼れか爲すへき順序は如何予は更に之を次に記載すへし (以下繼出)

## ○ベルチヨン氏個人識別法

法學士 岡田朝太郎

### 測定事項第十三——左眼

測定欄第四行目に記入すべきを左眼とす尺度を以て測定するにあらずと雖も分類したる色并に色素の形状の何れに屬するかを定め甲乙識別の用に供す

元來目の色は一生變するなきと甲乙の間に變化あると故意に之を變更する能はざると之を識別するに尺度を要せざる等の利益ありて識別の材料に適するものゝ一たるは疑ひなし

眼の色を識別するには之を視る方法と之を視る個處と其分類との三點に注意すべし

## 論

## 論

(1) 見方は本人を光線の方に向はしめ但し直接に日光に觸れしむ可らず(自分は其者の正面に立ち光線を背に受け且つ一尺位の距離を存して左手を頭上に載せ親指のみを延ばして左眼の上瞬を少しく開き自己の眼を視詰させる様の姿勢を採るべし) 光線は後上より斜に來るを宜とす故に若し被測定者の身長自分より高きときは之を椅子に凭らしめざる可らず

(2) 色の視察を爲すべき個處は單に光彩膜に限るなり白球は白く瞳光は白く人に從ふて變化なきを以てなり

(3) 光彩膜の分類は色素の有無に因て之を爲す○色素とは大多數の眼の光彩膜の内帯瞳光に透ひたる部分にして光彩膜の三分の一二分の一に亘るなり)に存する橙黄色乃至暗褐色のものを云ふ○之を基礎として左の七種に區別す

一 無色素 (純粹の碧眼乃至灰色眼)

二 黄色々素

三 橙黄色々素

四 褐色々素

五 環狀褐色々素

- 六 帶綠褐色々素
- 七 暗褐色々素

右七種を表に記入するに方りては名稱を用ひず單に番號を以てす其第一號第二號は北歐人に多く東洋人は第五號以下に屬するもの多數を占むるに似たり○色素の分類に次て表中内帯と名けたる個處へ色素の形狀を掲ぐ形狀に付ては光彩狀齒列狀斑點狀及以上の二以上の共存等を區別す○最後には外帯即ち光彩膜の白球に近き一帯の色を示すなり○特に特徴あるものは之を加ふ以上は眼の分類に關する大要なり但其詳細に至りては實物を示すにあらざれば之を盡すこと克はざるを以て爰に之を省零す

### 測定欄第五行目の事項

測定欄最後の一行には申立に因る年齢生年月生國生地及び外見年齢を記入する者どす外見年齢とは實際の年齢如何に論なく外見上大凡そ何歳位に見ゆるかを指して謂ふ此點は數万の表を調成したる後之が分類に必要なを以て記入し置くなり

### 記錄欄

測定欄に次くを記錄欄とす記錄欄には人相書を調成する場合には多數の事項を記

入し寫眞を貼用する場合には之を省零することを得る先に述べたる所の如し爰には其中間に位する調成方法を述べん○記入すべき事項は額鼻右耳其他なり何れも尺度等の器械に依らず目分量を以て定むるなり

### 記錄事項の一——額

額の形狀は一眉骨の高低二傾斜の程度三長さ四幅五特徴の五點より觀察すべきものとす其一より三に至る迄は右の側面より見四は正面より五は側面若くは正面より見るなり

一 眉骨の高低は讀んで字の如く眉隆突起の高低を謂ふ表に記入するに方りては高低と云はすして大中小と云ふを要す元來眉骨は多少突起するを常とす故に其大に突起するものは大と記し並なるを中と記し極めて僅かに突起するを小と記す尙非常に大なるものには大の字の下に横に一線を畫すべく大とすべきか將た尋常と認むべきか稍疑に屬する場合には大の字に括弧を附すべし以下之に倣ふ

二 額の傾斜は被測定者の右の側面より視て斜並直の三に分類す十が七八は並の部に屬し多少の傾斜あるに過ぎずと雖も別に著しき傾斜あるもの及反對に垂直線狀をなすものあるは吾人日常之を目撃する所とす

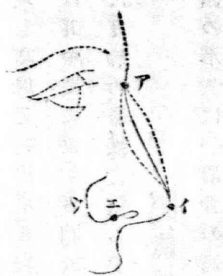
三 額の長さは同しく右側面より觀て眉骨の中央即ち鼻の鼻上より頭毛の生際迄の長さの謂にして之を大<sup>○</sup>中<sup>○</sup>小<sup>○</sup>の三に分類す大<sup>○</sup>とあるは長き額の義なり小<sup>○</sup>とあるは短き額の義なり

四 額の横幅は正面より見て横に長きと短きとを基礎とし同しく大<sup>○</sup>中<sup>○</sup>小<sup>○</sup>の三に區別す

特 以上四點を各三種に分類するを以て額の識別法とす但し其特別の形狀あるものゝ爲めに別に特<sup>○</sup>特徴の零語と記したる小區域ありて例へば側面の傾斜の上部に於て前に突出したる類を記し置くなり

### 記録事項の二——鼻

鼻は鼻根、鼻筋、鼻底、鼻長、鼻高、鼻幅、及び特徴の七點より分類す



一 鼻根とは鼻と額の下部との間の陥落し居る個所を謂ふ、圖中アに相當す右の側面より觀て之を深<sup>○</sup>並<sup>○</sup>淺<sup>○</sup>の三に區別す鼻根にして多少凹み居らざるはなし故に其最も凹みたるを深<sup>○</sup>と稱し僅かに凹めるを淺<sup>○</sup>と稱す爰に挿める圖中の鼻根の如きは淺<sup>○</sup>の一適例なり

### 論

二 鼻筋とは鼻根部より鼻先イに至る側面の線と云ふ之を凹<sup>○</sup>直<sup>○</sup>凸<sup>○</sup>の三に

分類す若し鼻根より鼻先に至る線を側面より觀て一直線に見ゆる時は之を直となし俗に所謂鼻筋のどばれるものなり圖中點線の示す如く弓狀に凹めるを凹凸出せるを凸となし記入す○鼻筋に關しては尙其直は直なりと雖途中幾分の小凹乃至小凸なるありウネリと名く凹筋凸筋も同様の事あり

三 鼻底とは鼻先イと鼻孔底エとの間を謂ふ之を上<sup>○</sup>平<sup>○</sup>下<sup>○</sup>の三に分類す鼻孔の底なるエを基礎として水平線を畫き其鼻先イと鼻孔底エと水平をなすものは平<sup>○</sup>、鼻先の上に向ふを上<sup>○</sup>、下に向ふを下<sup>○</sup>と畧稱し表に記入す俗に所謂獅子鼻は多くは鼻底に於て鼻先が鼻孔底よりも上に位し鶯口鼻は多くは鼻先が鼻孔底より下に位す

### 說

(九四)

四 鼻の長さとは鼻根アより鼻底までの長さを謂ふ長さを區別するには長短と云ふに至當とすれども簡便を旨として大<sup>○</sup>中<sup>○</sup>小<sup>○</sup>の三に區別す故に鼻の長さ大とあるは鼻根と鼻底との間の距離の長きもの小とあるは其短きもの中とあるは普通のものゝを謂ふと知るべし而らば其長短の目分量をなすに方り如何なる標準を採るべきかと云ふに腦天より鼻根までの長さを二分したるものより鼻根鼻底間の長

きものは大同一なるものは中短きものは小とするなり尙頭の先より鼻底までの長さに比較するも稍同一の結果に達するに似たり

五 鼻の高さとは鼻底と鼻先との高低を云ふ高低より區別すれども表には大中小と記入す

六 鼻の幅は正面より見たる左右鼻翼間の距離を謂ふ幅と云ふ以上は廣狹に分つを妥當とすれども亦便利上單に大、中、小、に三分す其大小の標準は左右涙囊の間(内眥とも謂ふ)の長さを基礎とし之より廣きは大、稍同一なるは中、之よりも狭きは小とすべし

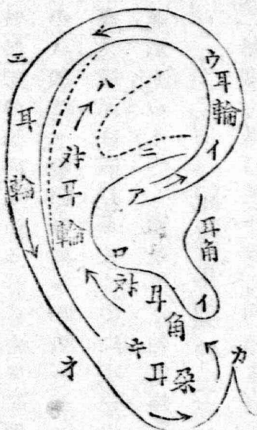
以上鼻の長さ、高さ、幅の如きは目分量を以て判別するものなるのみならず其標準となる處も多少不確實たるを免れずと雖も其最も長き(若くは高き)廣きもの最も短き(若くは低き)狭きものを混一するか如きは萬々之無きを以て他の諸點と合せて識別の材料とするには十分なり尙最も著しき場合には大又は小の字の下に横に一線を畫し又疑に屬する時は文字に括弧を附し置く可し其最長最高最廣とあるべき代りに大一と書したるは決して最短最低最狭との意味にて小一とあるに混する虞なきなり

七 以上六點を各三大別して其何れに屬するかを記入するのみならず尙最後の特特徴の略語とある行の中に特別の徵候と記入す正面より見て鼻根と鼻先との途中に於て一段節の如き膨張あるもの側面より見て鼻孔の著しく露出するもの(正面鼻孔露出亦同じ)鼻先の中央小堅の溝狀凹線ありて恰も鼻先の左右に分立するか如き形あるものゝ類是なり他は略す

### 記録事項の三——右耳

總則 耳は狭小なる面積を有するに過ぎずと雖も之を個人識別の材料として考ふるときは、一、突起陥落の狀千變萬化にして一切の點に於て全く同一なる耳は殆んど絶無と謂ふを得べく、二、かの測定欄に記入したる耳の長さは幼時と成長の後と幾分の差あるは勿論なりと雖形狀に至りては角力擊劍等に基く變形の外は生來より死後に至る迄著しき變化を生せず、三、これを觀察するに僅々一二の點の外は側面よりする事を得て正面より他人の面を熟視する必要なきか故に被偵察者の氣附かざる間に十分觀察を遂ぐるに難からず、四、而かも寫眞を採るに及ばず尺度を用ゆるを要せず、五、吾人故意に形を變し若くは常に全く之を匿す克はさる等種々の便益ありて識別の材料中最も適當なるものたると同時にベルチヨ

ノ氏の創意に係る識別法中の最大要點たるなり○斯の如き便益ある代りに目を以て見分るもの、中最も複雑にして且つ最も困難なるものは亦耳の形状なり單に文章と挿畫とのみに依りて總ての變化を説明し盡さんことは到底不能の業なるか故に單に大要を掲ぐるに過ぎざるは寔に止むことを得ざるに出づ若し夫れ讀者に於て以下説明する所の意を了解し平生他人の耳を見る毎に意を留めて實物の形状に比較するあらは幾分か文章の盡さいる所をも會得さるゝに至るや必せり若し寫眞を以て各種の形状の標本を表示することを得ば大に便利ならんと雖も本誌上にては暫く之を省零せん



るべからず而らすんば或點を見落す虞あり而して其順序は先づ第一に耳輪の先端

名稱區分——耳に付ては 一、耳輪アイウエオ、

二、耳朶オカキ 三、對耳角 四、對耳輪

五、全體の形状 六、特徴の六に大別し其各部

亦三若くは二に小別す

觀察の順序——右に示す六點を觀察するに方り

總て一定の順序を履みて之を違へざる注意な

アに初まり次に耳輪の上部ウエに移り次に後郡エオに傍ひて耳朶オカキの部分を経て對耳角の觀察に入り終に對耳輪に進むこと圖中矢の方向の示すが如くたるべし尙之を形容して云ふときは大畧歐文〇字を書する如き順序を採るものとす (未完)

雜 錄

○三十四年度監獄關係豫算

に就て

明治卅四年度歳入歳出總豫算は頃日議會の協賛を経て去月廿六日官報を以て公布を見るに至れり、由來、府縣監獄費は前年度後半期より國庫支辨に移り全年度の豫算は實に本年度を以て嚆矢と爲すに依り總豫算の成立すると否とは直接我監獄事業の上にも影響を及ぼさんことを憂ひたりしに然かも比較的圓滿なる豫算の成立を見るに至りたるに寔に至幸と謂ふの外なし、今三十四年度の監獄關係豫算に就き主なる點を擧ぐれば第一、司法本省經費に監獄巡閱官新設に關する經費を増加可決したること是れなり、曩きに監獄費國庫支辨法施行の結果として監獄行政の整理革進を要するは實に刻下の急務にして將來監獄の管理をして依然地方長官監督の下に放任し置くべきや將又本省の直轄と爲すを可とするやの議論に就ては從來政府當局の間に何等決定する所あらざりしも此際監獄の管轄を司法本省の直轄と爲すものとせば直接之か監督の任に該るべき機關の設置を要するは蓋し何人も是認する所にして監獄巡閱官は即ち全國行刑の統一、監獄經濟、監獄工業に關する所謂直接監獄の監督機關として之か新設費を要求せられたりと云ふ而して予輩の聞く所に依れば監獄巡閱官は定員二名とし其俸給は監獄事務官同様、高等官俸給令第二號表に依りたりとの事なれば其官等の如きも高等官四等乃至八等に相當すべく從て亦其

任用令の如きも事務官と同じく特別任用令の發布を見るに至るべきは勿論なるを以て不日右等に關する官制改正并俸給令、任用令等を發布せらるゝに至るへしと、而して更に集治監并地方監獄經費の款項金額を掲載すれば實に左の如し

明治三十四年度監獄經費豫算  
 一金八十八万五千二百二十八圓八十八錢四厘

集治監(款)

内

- 金四万二千七百七圓 俸給及諸給
- 金一万九千六百六十九圓六十二錢八厘 廳費
- 金一万四千六百八十六圓五十三錢一厘 修繕費
- 金四十四圓 死傷手当當
- 金四圓 賠償及訴訟費
- 金二万五千二百七圓八十九錢 旅費
- 金二十九万六千二百七十圓四十七錢五厘 雜給及雜費

金四十八万六千五百三十九圓三十六錢 囚徒費  
 一金四百八十六万九千三百二十一圓三十五錢五厘 地方監獄(款)

内

- 金二十五万九百八十五圓 俸給及諸給
- 金十七万六千七百七十九圓八十二錢五厘 廳費
- 金七万四千八百十三圓二十二錢五厘 修繕費
- 金三百六十一圓 死傷手当當
- 金二圓 賠償及訴訟費
- 金七万五千二百九十九圓八十八錢七厘 旅費
- 金百九十九万五千八百七十四圓九錢二厘 雜給及雜費
- 金二百二十九万五千八百八十六圓三十二錢六厘 在監入費

○三十四年度地方監獄費配  
 當豫算仕拂上の注意一斑

明治三十四年度の總豫算は政府對、貴族院紛擾の間於て然かも上下兩院の互讓に依り辛ふして成立を見るに至りたるは予輩國家の爲め之を慶せざるを得ず、殊に府縣監獄費は前年度下半年後の施行に係るを以て一朝豫算の不成立を睹るあらんか監獄の不幸此上もなかりしに格別の削減をも加へられず議會を通過し今日既に豫算の公布を見るに至りたるは至幸の極と謂ふへし、予輩は茲に三十四年度地方監獄費配當豫算并仕拂上注意を要すへき事項に就き卑見を加へ敢て當局者の參考に資せんとす

一俸給及諸給 (1) 委任俸給は現員現給に依り其餘は姑らく之を留置とし他日典獄俸給の異動を待て之を配當せらるへき筈にして(2) 判任俸給は今般監獄書記看守長の定員改正に依り從來の定員に著しく異動を生じたと一面又地方判任官の増俸は不幸にして議會の爲め容るゝ所となら

す、其平均額は依然として十八圓五拾錢に修正議決せられたる結果として俸給平均額を平等一率に配當するときは獨り定員の異動に伴ふ經費のみならず甲乙地方の間に於て前年度の定額に比し著しく失出入を見るに至り監獄機關の運用上、非常の劇變を及さんことを豫想し各種の事情を斟酌折衷し仕拂豫算を配當せられたりと云へば甲乙府縣の間に多少の徑庭あるを免るべからざるは蓋し止むを得ざる事實なるが如しと雖も他日更に増俸の期を俟つて漸く判任俸給配當上の平衡を得せしめんとする見込なりと云ふ(3) 休職俸給は三十三年四月一日の現員現給に依り豫算したるものなるを以て姑らく其備配當し昨年四月以降の休職者に對する休職給は總て當該府縣の俸給豫算内に於て差繰支辨せしむるの趣旨にして而して今般定員改正の結果、一時休職を命ずるの止むを得ざるに至りたる者の休職給に就ては此際特に其筋より増額配當せらるべしとの事なれば當局者は須らく其事狀を具し増額方稟請せられて可なるべしと云ふ(4) 退官賜金

死亡賜金は何れも豫定し得ざる費途なるに依り事實の生したる都度是れ又豫算配當方上申せられ然るべし

一廳費は元來議會の自由科目たると同時に其仕拂豫算も議定額以外に絶對的増額を許さざるものに係るを以て之を留置するときは或は當局者をして責任を輕んせしむる嫌なきにあらざるより議定豫算は悉皆之を配當せられたりと云へば當局者は須らく其覺悟を以て緩急順序を考量し斟酌折衷宜しきを期せざるべからず

一死傷手當は是れ又豫期し難き費途なるに依り他日事實の生出したるときは府縣の上申を待て適宜配當せん爲め全部留置とせり

一賠償及訴訟費も是れ亦豫定し得ざる費目なるに依り他日事實の生したるとき上申を待て配當せんとすの豫期にて本省に留置せり

一修繕費は何れも一廉五百圓未満の經常修繕費にして當局者の責任を重せしむる爲め悉皆配當し他日、天變地異等避くべからざる事故の爲め修繕を要する事實に際することありとせんか即

出張用務は粗々左の標準に依り算出したるものなりと云へば須らく其方針に則られんことを要すと、亦以て準繩となすべし

(1) 典獄の旅は出京一回(滞在十日)所轄各支署巡廻二回、管内各警察署留置場巡廻一回とす

(2) 判任官は出京三回(内一回は、管内各支署に出張二回、各支署長を本署に召集又は出張等合せ

て三回、其他判任官赴任旅費等并(3)看守、監獄醫、教誨師、雇員、授業手等に要する一切の出

張旅費を積算包含せしめありと云へば結局監獄官吏の普通旅費は總て其配當豫算内に於て支辨

するを要し他日内國旅費の増額は絶對に許可せられざる筈なりと云ふ、尤も典獄の赴任旅費は

豫期し難き費途なるに依り事實の生したる府縣の請求を待て配付するの準備額に本省に留置せ

られある筈なり、付たり本年度以降建築工事に着手すべき地方に限り建築用務の爲め事實出張

を要する事項あるを豫想し一地方凡そ二百圓許の旅費を特に増額配當せられたりと

一雜給及雜費は直接吏員の俸給給與に關すること

ち豫算外に生したる經費として第二豫備金の支出を求むること固より差支なかるべしと雖も可成配當豫算内に於て差線支辨するの覺悟あらしき事にこそ

一旅費を別て内國旅費、押送旅費の二目となしたるは從來の内國旅費中、事務用の爲め出張する旅費と單に在監人押送用の爲め出張する官吏の旅費とを區分したるものにして押送旅費は押送を要する在監人員の多寡に伴ふ必要的經費にして在監人費中の護送費と其性質を同ふるを以て豫め之を區別し臨時豫算の不足を補ふ爲め第一豫備金より補充し得べき費途に加ふるの必要あり從來北海道本廳費の押送旅費は補充科目に編入したりし例を適用するの趣旨にして若し他日押送旅費に不足を生したるときは其都度増額方を申請するも可なるべき筈にして序に内國旅費に就き豫算支拂上特に當局者の注意を惹起し置くべきことは本費は從來府縣監獄費中に包含したる典獄以下判任官の旅費并府縣監獄費中看守以下の旅費をも合併配當し就中判任官以上の

多きを以て詳かに之か配當上の説明を爲さん(1)看守俸給配當に就ては嘗て當局者の間に議論多き所にして即ち其關係する所極めて大なるものあり殊に看守巡查の俸給比較は常に連缺並行するの必要あるは今更論を俟たざる所にして甲軒乙軒あるは策の得たるものにあらざと斷言するに憚からず、宜なる哉、聞く所に依れば三十四年度の配當豫算は全國各地方に於ける巡查俸給と相一致せしむること、し大体に於ては之と同一率とし就中巡查俸給と一致せしむる爲め前年度の實際配當額より減額を見る府縣に對しては特に前年度の國庫配當豫算を限度とし配當せられ前年度の如く歩合減等留置は一切之れなき筈なりと云ふ、而して巡查の俸給平均額は本誌第十四卷第二號に掲載し置きたれば比較對照せられて可なるべし(2)監獄醫以下俸給は總て豫定の通監獄醫三十五圓、教誨師二十圓女監取締押丁は各七圓五十錢平均にして獨り授業手に限り其人物を精撰する必要上より十二圓平均に増額配當せられたりと云ふ(3)給與の目、看守宿料は直

接待遇上に關係を及ぼすこと多きを以て種々精査を遂げたる上、結局、是又巡査と權衡を得せしむる爲め其給與地及給額は總て巡査と同一に配當し相互の間に給與上の差異なきを期したりと云ふ(4)看守給助、看守滿年賜金は何れも豫定し難き費途なるに依り多少本省に留置せられありと雖も兩者は共に補充費途に屬するを以て双互相融通し結局不足を生じたるときは増額要求然るべし(5)看守被服帶具費は規定施行上其供用期限區々にして一定し難きものと一面本年四月一日支給品に係る經費として前年度經費を以て配當したる府縣も亦尠きにあらざるより姑らく其幾分は之を留置とし追て事實を調査し更に増額申請を竣つにありと云ふ(6)傭入被服費は女監取締の給貨品規定の發布并押丁に係る同則の改正等に依り幾分の増額を見るも總て之を豫想し悉皆配當せられたりと云へは女監取締押丁給仕小使等の被服は凡て配當豫算内に於て支辨するの覺悟あるを要す(7)以上の外雇員給、傭入料、雜費、囑托手當、慰勞金等は何れも自由科

目にして年度内は決して増加し難き費途なるに依り悉皆配當したりと云へは總て豫算内に於て仕賄ふの決心を要すと云ふ  
一在監人費は性質上補充費途たると同時に之を留置するの必要を認めず悉皆配當したりと雖も獨り食料費に限り物價の昂低に影響する多きを以て幾分之を本省留置とし他日の補充に應せんとするにあり  
以上は只其豫算仕拂上當局者の注意の爲配當の基所を概記したるに過ぎずと雖も他は之を推知するに難からざるへし殊に其配當方に於て特種のものを除くの外可成留置の制を採用せざりしは當局者を信するの厚く且其責任を重んぜしむるの趣旨にして百般の經營施設は皆此制限額内に於て寛嚴を圖り立策取捨せしむる等なりと云へは當局者たるものは豫め其覺悟あるべき事こそ肝要ならめ

### ○監獄巡閱官の設置并其職務掌程に就て

明治三十四年度の豫算を以て巽きに議會に要求せ

られたる監獄巡閱官設置に關する費用は總豫算の成立と共に既に議會の協賛を経たるを以て不日司法省官制を改正し之か設置を見るに至るべく、而して司法本省の豫算に依れば監獄巡閱官は定員二人にして其俸給は文官高等官俸給令の第二號表に依ることなし従て之が任用は監獄事務官同様特別任用の等なりと云ふ、最も監獄事務官と云ひ、監獄巡閱官と云ひ、何れも専門的技術に屬するを以て何れ特別任用の範圍を脱すべからざるは固より論を俟たざる所なりと雖も現に昨年度豫算を以て監獄事務官二人増員の豫定なりしに官制に於ては從來の一人と合計二人とし他の一人は終に特別任用以外の書記官を以て補充することとなりしは蓋し其間に多少の消息ありしことを想像するに難しとせず然りと雖も監獄巡閱官なるものは其名稱の如く全國の監獄を頻々巡閱し監獄行政の全般を詳密に監督調査するものにして監獄に關する全局の理義に通曉せざるべからざるは勿論にして從て學識實驗共に豊富なるを要す、宜なる哉政府既に特別任用の豫期を以て之を議會に要求せしに依て

見るも監獄巡閱官の任用は、是非共之を経験ある實務家より拔擢せざるべからざるの必要あり果して然らば我監獄社會榮譽ある此重任に膺り月桂冠を戴くべきものは果して誰と爲す、予輩は同人社會其人を得る決して難事にあらざるべきを信すると同時に監獄巡閱官の設置一日も早かれかしと希望の至に堪へざるなり、而して監獄巡閱官の職掌規程に就ては明治二十六年中其筋に於て内定せられたる監獄巡閱内規なるものも存するありと雖も此際詳細なる規程を設け少くとも一少年一回以上必ず全國監獄の巡閱を勵行し監獄事務の改良刷新を圖られんことを望ましかし

### ○監獄行政整理は如何

監獄經費の國庫支辨と云ひ、監獄所管の變更と云ひ、共に監獄改良の軌道は一步より一步と漸次其歩を進め監獄行政組織の改正、監獄の廢設分合に關する確乎たる方針の策立、語々換へて之を云へは監獄行政整理の機運は今や既に其期に達し一日も緩ふすべからざる順序となれり、予輩試みに茲



に之か順序行程を云はんか、抑も監獄經費の國庫支辨論を絶叫したりし理由は其費用の出途區々にして従て其處遇給與の統一を期するは到底困難なる事情あるを以て監獄改良の統一を期せんには先づ其財源を一にし遇囚の畫一を企圖するにありたるは素より論を俟たざる所にして亦其管轄を内務省より分離し司法省に屬せしむるに至りたるも其理由とする所は蓋し監獄事務は司法行政として國法執行の獨立機關と認め純然たる地方の行政事務と分割せしむるの必要あるを認められたる結果にあらざるはなし、故に之を約言すれば以上兩者の變更實施は監獄行政整理の發端順序の上に於て先以て其指畫の宜しきを得たるものたるを謂ふも予輩は決して其溢美にあらざるを信せり、而して今や即ち其實施の結果として從來府縣費中に包含せしめたる監獄官吏の俸給諸給與は全く分割することとなり、監獄に要する一切の經費は集治監及地方監獄でふ二大款の中に包容し而して之が直接監督機關として監獄巡閱官なるものを中央司法省に新設せんとし不日之に關する官制の發布を見るへ

きは予輩の信して疑はざる所なると同時に監獄行政をして地方行政以外に獨立せしめ之に換ふるに監獄行政監督機關の設備は業既に完成を告げたりと謂ふも決して過言にあらざるを信せり、果して然らば今後政府が監獄行政に向て採るべき方針は唯く監獄行政をして府縣の外に獨立せしめ中央政府の直轄と爲すの一を貽すのみにして是れ迎既に其施行準備の整頓せる今日、余輩は監獄官制改正の發表をして一日も早からしめんことを望むの他あらざることとなり、然るに頃日子輩の想像する所に依れば政府が第十五議會に向て豫約的發言したる財政及行政の刷新整理と之を同一渦中に投じ其實行の期を或は遅延せんことを憂ふ、行政の刷新、財政の整理は固より國家全體の上より見るときは刻下必要なるに相違なかるべしと雖も管り監獄制度の改良に到りては監獄費國庫支辨法の成立以來正徑の常道を踐んで着々改善の行程にあり唯選す所は監獄の管轄を本省直轄と爲し而して一定の方針に向て全國監獄の廢設分合を斷行し其不完全に於て且其位置當を得ざるものは進んで之が

改築を設計するにあり、現に今日各府縣に分割したる全國四十有數の監獄及無量八十餘箇所所の監獄支費なるものは畢竟府縣行政區劃の爲め餘義なくせられたるものにして交通機關の整備せる今日に在ては數縣の監獄を合して一とし或は數支署を廢合して一箇の分類的の監獄を爲し得べきもの亦尠きにあらざるが如し是等は皆國庫支辨法成立當時よりの宿題にして而して此統一的監獄の廢設を行はんと欲せば勢、監獄の管理管轄を地方行政區劃より分離獨立せしむるにあらざれば到底遂行すべからざる所謂不能の事項に屬し分類的監獄制度の實行は勿論運用上の統一は遂に其期なきを如何せん、現に今日の如く監獄の設置管轄を府縣行政區劃に據らしむる結果は大府監獄の如く在監囚員殆んど三千人以上四千人内外を拘禁せざるべからざるの餘義なきものあり而して其半面には福井、石川、富山の如き地境相隣近し然るも交通機關の至便となれる今日、各相分立せしむるの止むを得ざるものあるのみならず個々分立の結果は比較的無用の經費を消靡し剩へ合同拘禁の弊は施いて行

刑の公平發實に缺するなきやを保せず殊に亦現んや政府か年々四拾萬圓の巨額を投し以て漸次全國不完全なる監獄の改築新築に着手起工せんとの豫期なるに於てをや想彼思之は監獄行政整理の順序として此際是非其管理を獨立せしめ本省直轄と爲すは勿論而して亦之れと同時に廢置分合に關する確乎たる大方針を立策し着々其歩武に向て機運を進捗せしめんと刻下焦眉の急務なりとす、宜なる哉當局政府夙に茲に見る所あり明治三十四年度豫算に於ても監獄一切の經費を分割し一面、又本省直轄後の直接監督として監獄巡閱官の設置費を議會に要求し協贊を経たるあり之か革進の機今や既に熟し其斷行を要するの理由以上の如きものあり監獄當局者の本省直轄論を絶叫する豈に敢て理由なしとせんや、是れ即ち予輩が行政財政の整理案件の進行如何に拘はらず監獄官制發布の一日も速かならんことを布望せざるを得ざる所以なり敢て識者の誨を請ふ

○監獄行政區劃の特設を望む

監獄の廢設分合を遂行せんには全然府縣の行政區劃を離れ須らく監獄に關する行政區畫即ち監獄の管轄區域を特設せしめざるべからざるは固より論を待たざる所にして苟も適當の在監人を全國監獄に配し完全なる行刑主義を勵行せんと欲せば此際別に監獄特種の行政區域を定むるを要す、何となれば現今府縣の行政區劃は其管轄區域の廣狹に依り從て監獄の大小一ならざるのみならず今日其筋の定むる所の府縣順の如きも前後相錯綜せるを以て總ての諸統計上殊に比較對照の上に於て著しき不便を感ずるものあり、獄務統一上策の得たるものと謂ふべからざるを以て監獄を本省直轄と爲すと同時に其管轄區域を粗々一定し亦其順序を變更するを可とす縱令は全國を數區に分ち東北區(奥

羽六縣)東京區(東京附近)畿内區(大阪附近)北區(北陸附近)中國區(山陽山陰等)四國區、九州區、北海道區と云ふか如く氣候、風俗、人情等稍相類似する地方を以て同一區内とし犯罪の性質、種類及犯人の多少等に依り相互に比較對照し得るの便を得せしむることを要す、是れ獨り犯人の多少、犯罪の種類等研究上の便宜あるのみならず在監人の配置、作業の選擇及收入監獄官吏の諸給與并一般過囚上の要件等監獄に關する行政事項を比較研究するに該り至大の便益あるは予輩の信して疑はざる所なり、要するに監獄の行政區劃は府縣の區域及び順序に據らす一種特別なる組織と爲さんとを希望するものなり

統計

○明治三十四年一月末日全國在監人員調

計		統	
(三六)			
警視	三、〇一九	刑事被告人	一、〇三〇
京都	一、四八二	懲治人	一〇
大阪	三、〇二一	訓辱留監人	一一九
兵庫	一、〇六八	攜帶乳兒	六
神戶	一、八八一	計	四、二二九
長崎	七三〇	人員	三、九六〇
新潟	九四一	月末日現在	三、九六〇
群馬	一、一八	本日現在	三、九六〇
千葉	一、〇三三	比増	△
茨城	七六二		
栃木	一、〇五七		
群馬	七七九		
茨城	五五〇		
栃木	四四〇		
群馬	四四〇		
愛知	二、〇四二		
靜岡	九五八		
山梨	四五一		
滋賀	六三七		
岐阜	八四一		
長崎	一、三六一		
宮城	七六三		
福島	一、〇一三		
計	二〇、〇〇〇		

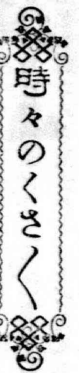
神鹿宮熊佐大福高愛香德和山廣岡島鳥宮石福秋山青岩	鹿島崎	兒本	賀分	岡知	緩川	島山	山口	島山	根取	山川	井田	形	森手											
二九五	四九四	三三四	三八一	三五九	五二七	一三二六	七六〇	九二二	七〇二	六九〇	五一五	九一四	一三二九	一、七五	六〇八	三八一	三五八	三五二	三五二	三五三	五七三	六三九	二七八	四二六
二六	五八	四八	一七一	六四	一二六	一八二	一八八	一二二	九一	五七	六七	九八	一八二	一八九	四五	六一	九一	四一	三五	九七	一一一	七一	一〇五	
二	一	一	三	二	二	一	四	三	一	二	一	二	五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
九	九	三	三	一	六	五	九	一	一	四	二	二	二	二	二	二	二	一	二	二	二	一	一	六
一	四	二	一	五	一	四	二	四	四	四	二	二	三	二	二	三	二	一	二	二	一	三	二	一
三三一	五三七	三八五	二〇八	四三六	六五八	一、七五六	九五六	一、〇五九	八〇六	七五四	五八九	一〇四〇	一、五四六	一、三八九	六五六	四四六	四四四	四四四	四〇四	三三七	六七三	七六五	三六二	五四〇
二五七	四四五	四〇一	九三三	四〇二	六四四	一、六〇〇	九七五	一、〇八四	八八一	八二九	五六一	一、〇四二	一、四〇五	二、二四九	八八二	五一二	五〇八	四二三	四二二	三六七	八一七	七七九	三三一	五九一
七	六〇	一五一	三五	一四	二四	一九	二五	七五	七五	二八	二	一四一	一四〇	二二六	六六	五四	一九	一〇	一〇	一四	一四	一一	二一	五一

統

計

(五六)

増前	前月	總計	監治	集道	集道	北空	北海	東東	宮城	三池	東京	北海
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
二七九	四九二	四八九	三、一六二	九〇九	七四一	八三一	一、四五八	六三九	一、一一一	九六一	三五二	二二
九六九	七、二七五	八、二四四										
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一〇	一四四	一三四										
三三	九二三	九五五										
二	一〇〇	一〇二										
七四	五七七	五八四										
	七二	三、一六二										
	五九一	三、四五五										
	△	△										
	六八八	二九二										



○思ふまゝ 碧 川

○少しく突飛の議論の様ではあるが、余輩は監獄作業に付て一つの議論を持て居る、監獄の作業は、今日では刑罰要素の一つとして、刑罰實質の上より苦痛を興ふるを目的とするが如くになつて居るが、作業の本旨は斯くの如きものでないと云ふこ

とは、今日は殆んど一般の人に知られて居る、即ち作業は罪囚を改良し感化して出る上に於て、實に必要な機關であるから、作業に付ては之れが効果のある様に努めねばならぬ、監獄作業に付ては種々の必要條件がある、それ等のことは皆既に斯道に關係のある人々の知つて居る所であるから、別段言ふ必要もなからふ、却説ることで作業は罪囚の改良感化の上に於ての必要即ち出獄後身を立つる上に於て必要の關係であるから、監獄の作業は

世運の進歩に伴ふ所の作業でなければならぬ、世運の進歩に伴ふて社會に發達する工業でなければならぬ、若しうふでなく監獄の作業が世上の工業に伴はずして行たならば、即ち監獄の行ふ所の作業が、社會に於ては既に一世紀も前に廢れた工業であると云ふことであつたならば、それこそ折角骨を折て監獄で導てやつても何の役にも立たぬのである、折角監獄で業を覺へて出て、世間には何の用をも爲さぬと云ふことであつたならば、何で生活の費を得ることが出来やうか、世間の人は、動もすれば監獄の作業は民業に妨害を興へぬ様に注意をせねばならぬと言ふものもある、何か或る專賣でも得たる仕事を、監獄が侵害して之に拮抗するとか、或は又全國に廣く行はれて居る工業を監獄の一手に之を爲すとかしたならば、いざ知らず、然らざれば、決して斯る恐れはあるまい、そこで全國に廣く行はれて居る工業を監獄の一手で之れを爲すと云ふことは、監獄作業の性質として出来くべきもので無い、又事實上出来る筈が無い、縱令暴擧を以て、やつたとした所で、どんな事を

爲し得るか、先づ近頃の全國の囚入の数が約五萬人とした所で、其五萬人を皆驅り集めて一の作業だけに使役しても、幾何程のものが出来るか、まことに日本全國の民間に行はれて居る工業がそれが爲めに立たぬと云ふが如き、なさけなき程にもあるまじ、縱令五万人の囚入を一つの作業に使ふとしても、それには相應の資金を要するのである、今日の財政上の状況で其資金が果して出し得らるか、どうか、考慮を費やす程でもなく譯り切つて居る、余輩は監獄作業が如何に發達しても、社會の工業の上、即ち民業に妨害を興ふるなどと云ふことは、現在の状況上の觀察よりしては斷案を下し得ぬのである、若しも或る限られたる部分に妨害を興ふると云ふことを恐るゝならば、假りに監獄作業が一步を譲つて之を差控ゆるとしても、他の民人に、そふ云ふ企を爲すものがあれば、妨害を蒙ることは同じである、それであるから、余輩は、民業に妨害を興へざる様にせねばならぬなど云ふ議論は、今日に於ては少しく不通の議論と云はねばなるまいと思つて居る、そこで余輩は、今

日直にとは言はぬが、是より前途即ち段々監獄の改築でも出来、拘禁制度も確立すると云ふ時に至つて、階級制でも完全に行ふと云ふならば、其最上級とも云ふべき比較的危険の少き囚人で、前途に希望のある人間には、職工の作業を授けるとしたならば大に宜しからんと思ふ、其職工的の作業と謂つても、個人個人の動作に止る所謂手工でなく、機械力を要する作業であつて、共同動作を要する作業の意味である、即ち蒸氣機を据へて爲す所の仕事でも、其他の機械を据へて爲す所の作業でも、世間に出て相當の工場へでも入て、直ぐに出來ると云ふ様の作業であれば宜しい、假へは温鍾一通の業に熟して居れば、出獄して直に相應の仕事が見付かつて相當の生活も出來ると云ふものである、既に生活の道が充分に立つとすれば、他の、保護なり、箝制なりは、どうでも出來るから、大に仕事爲し易いのである、余輩は靜夜冥目監獄作業の前途に付て考慮を費せば、幾多の雜感交々胸に沸き來るのである、而して以上の如きことは、必ず實際の必要に迫らられて、實行を

見るの時が來るであらふと、自ら豫想して居るのである、  
○是より漸次監獄の改築の出來るに従つて、支署に囚人を拘禁することを廢止したらば宜しからんと思ふのである、元來支署に付ては充分の設備を望むのは無理である、又支署の設備を充分にせんが爲めに餘計の金を費やすことは事實上出來難いことである、其故に支署には唯裁判所との關係上、刑事被告人丈けを拘禁して、囚人は總て拘禁せぬことにしたらば宜しからん、隨て支署の名稱を廢し、何々拘置監として、純然たる拘置監として宜しからんと思ふのである、而して此事は出來るならば可成早く實行することが望ましいのである  
○監獄の衛生は少しも忽せにすることは出來ぬのであつて、一班の衛生は勿論警署も然りである、それで余輩の思ふには、今日の如くに各監獄に病監を設けて置くときは、醫治の點に付て大に遺憾の無い點がないではないのである、其故に一時の輕症に止まる病人は其監獄に於て治療するとし、其他の病人即ち病氣の性質に於て重きものは、

之を一ヶ所に纏めて治療することにしたならば宜しからんと思ふのである、取りも直さず、病監を獨立の監獄として、全國を相當の區域に分ち、一區に一の病監を設け一時の輕症にあらざる病人は此處に集合して治療するのである、(尤も獨立の監獄とするとしても、便宜上或監獄の構内に附置しても、敢て差支へは無いが、其區劃距離は適當にせねばならぬことは勿論である)そして、此病監には、比較的餘計金を出して、學術上に於けるも、實驗上に於けるも、遺憾のなき、技能を有する醫師を、監獄警として置いたならば、或は治療も充分に行はれ、統計上に於ける死亡比例も大に少くなることであらふと思ふ、又斯の如くしたならば隨て一般衛生も大に揚るであらふと思はる、

○中央に於て、典獄を召集して會議を開かる、際には、必ず各監獄の會計及作業の主任書記をも召集せらるゝことにせられたならば、實務上裨益は少からぬことであらふと思はる、會計は常に最も深き注意を要する事務であつて、又國庫支辨以來、日も淺ければ、どうしても充分其取扱方に付て、

打合なり解疑なりを遂げて置く必要があるであらふ、作業も監獄の事務上大切な事務であつて、是等も、どうしても、打合とが訓示と加して置く事柄は随分多いことであらふ、そして此等の主任書記を一所に集むるときは、自ら各監の振合も互に知れ涉り、事務の統一は自然に出来るのであるから、尙ほ更ら此必要があらふと思はる、

○監獄の統一を期する上に於ては、囚人を甲監より乙監に移すことは、固より必要であつて、又それに拘はらず必要あるときは、隨時移送の出来ることとして、其手續方法の如きは、最も簡易にして置く方が宜しからんと思はる、刑の執行は、甲監より乙監に移したりとて其執行の實體上に影響を來たさなければ、何も不都合の無い筈であるから、甲乙監典獄の協議上移送方差支なしとならば、直に移送し得る位に定められたならば宜しからんと思ふ、併し之れが爲めに旅費の欠乏とか、護送費の増額とかを來す様のとがあつては、監獄費全体の膨脹と云ふことになるから、斯ることの無い様にするとは勿論である、又此等移送を主務大臣

が全然知らずに居りては、監督上にも關係を持つから、此等轉送の時は、事後に於て主務大臣に報告せしむるとにしたならば可ならんと思はる、

通 信

○空知分監第十一回茶話會

三月三十日午后六時演武場に開く會者七拾余名第一吉野氏司獄官は愉快の人たらしる可からずと幾々數萬言第二大野氏囚人役業中の機業に付き一の改其策を講じ第三野田氏衛生上注意すべき事及禿頭病豫防法等を丁寧反復に演じ第五村上氏小河事務官の歐米各監獄實見談を引證し吾國現在の監獄を觀き第六田代氏(貞固)免因保護事業の本道に起らん事を述べ第七安田氏今日の拘禁制度より論じ司獄官は囚人となるの遠近兩因を探究し適實に刑を執行せしめざる可からざるを詳説せられたり終りて茶菓懇談數刻同十時各員退散せり

○九州各縣監獄茶話會狀況

客月廿四日九州各縣監獄茶話會を久留米市本願寺出張寺院に開く同日は近來稀なる好天氣なりし爲

め來會者も百四十六名の多きに達し午前十一時河俣福岡縣典獄の挨拶により開會せられたり典獄は先づ春期茶話會を早めたるは昨年大分縣に開きたる典獄會議の結果たることを述べ然して同典獄は九州典獄會の會計及作業付屬補助取纏めの委員たりしを以て昨日より各縣の主任會は別紙雛形の如く廿五箇の補助簿を設くる事に協定したる旨を述べ滿場も之れに同意を表し各縣の當局者も之れを採用することに決せり續て典獄は次回の會場の事を謀りしに佐賀に開くに決し尙ほ典獄は該會か有用なる會合と認め監獄協會より金拾圓寄贈せし事を報道せり次に柴田福岡縣典獄師は署員擧つて宗教心を養成し悉く教誨師たるの精神を以て感化に従事せば如何に好惡固陋の習慣犯と雖とも改過遷善の道に誘導する決して難きに非るべき旨を述べ次に長屋三池集治監典獄坪井藤本縣典獄の實務上最も有益なる談話あり午后四時閉會を告げ各自歸路に就く(別紙雛形寄す)

○香川縣監獄茶話會狀況

二月十五日例に固り午後七時三十分より第六回茶話會を高松市片原町本願寺別院に開催せり來會する者は高木典獄を始め各課長看守長教誨師醫師看守九拾七名にして其概況を摘記せば第一席に警監

學校教師アクトルルイゼン氏監獄視察の所感を  
 聽て笠原二課長第二席明治卅四年に於ける司獄官  
 史の覺悟激田一課長以上預題に就き講話あり終て  
 茂田一課長の提出に係る現今規定の工錢給與の方  
 法は宜しきを得たるものなるや其當否の理由及び  
 改良の意見に就の討論問題に移り會員は熱心に平  
 察抱負せる意見を討論し數説に駁れ尙ほ意見續出  
 するも已に豫定の時間に至りしに因り會長高木典  
 獄は本問題に就ては意見を有する會員多數ありと  
 認むるを以て採決は次回に譲る旨を告げ午後十時  
 散會せり

雜 報

○府縣監獄判任官の定員改正

本誌前號に豫報せし府縣監獄判任官即ち監獄書記  
 看守長の定員は去月廿六日を以て改正の訓令を發  
 せられたり、元來書記看守長の定員は内務省主管  
 の當時に在ては府縣の判任官定員と合併配當せら  
 れありて而して各官の定員は府縣長官の中請に依  
 り主管大臣に於て認可を與へたるに止まるを以て  
 従て監獄判任官定員の配當は甲乙地方の間に均衡  
 を失するものありたるは蓋し同人社會の共に認む

を保ち結局治獄の好成績を挙げしめんとするに職  
 由したりと云へは予豈は當局の英斷を頌し且祝す  
 るものなり同人社會夫れ旂之

○巡查看守俸給令改正に就て

世運の進歩に伴ひ職に警察監獄の事務に任するもの、責任愈々其重きを加ふると同時に人物の精撰を要するは勿論人物の適否は直接に兩者職務の上  
 に多大なる影響を及ぼし所謂綱紀の張弛は看守  
 巡查に其人を得ると否とに在て存す、宜なる哉、  
 本月日勅令第五十七號を以て巡查看守俸給令を  
 改正し巡查部長、看守部長に對する特別俸給令を  
 設けられたり、而して部長の俸給は一十八圓、二  
 級二十二圓、三級二十圓、四級十八圓、五級十六  
 圓、六級十四圓の六段階にして舊來に比し優遇の  
 途至れり盡せりと謂ふべし亦以て今後は部長に人  
 を得る難からざるべく従て予豈は本令の發布に依  
 り看守長の定員を定むるの必要益々其急なるを信  
 して疑はず而して又自今と雖も部長の俸給は總て  
 豫算定額に於て差繰支辨せしむべき筈にして是  
 か爲め經費の増加は總て許ざる趣なりと云ふ

○看守以下俸給手当、宿料、支

給規則改定に就て

看守、監獄醫、教誨師、雇員、女監取締、授業手、  
 押丁等の俸給、手当、宿料支給方法に就ては從來

る所に於て遺般の定員改正は即ち典獄以下監獄官  
 吏の俸給其他諸給與の豫算を分割決定したる結果  
 に過ぎず、而して現行地方官官制に依れば府縣判  
 任官の定員は總計七千八百八十八にして内七百六十人  
 は監獄書記看守長の定員として内務省所管より分  
 割し司法省に引繼かれしものにして換言すれば即  
 ち七百六十人なる數は昨年七月監獄の管轄換の當  
 時内務大臣に於て認可を與へたる監獄判任官の定  
 員を押へられたるに外ならずと云ふ、而して此七  
 百六十人なる定員は他の府縣判任則ち屬、警部等  
 の定員に比し果して權衡を得たるものなるや否や  
 は姑らく別個の問題に屬す雖も前顯七百六十人  
 の定員を全國監獄に適當に配置せんとするに就て  
 は實に重大なる問題なるを以て其筋に於ては豫め  
 各種の方面より省察し周到精密なる調査を遂げ漸  
 く茲に定員改正を斷行するに至りしものにして其  
 計算の基く所は實に綿密なる材料に基礎を採り公  
 平且確實を保するに努められたりと云へば改正定  
 員は蓋し予豈其正鵠を得たるものなるを信して疑  
 はす、然り而して今回の配當定員を以て從來府縣  
 の定員に比するときは甲乙地方の間に多少増減の  
 異動を生ずるに至りたりと雖も是れ畢竟從來定員  
 の配置其當を得ざりしを證明するものにして今日  
 定員改正の必要は實に從來の不平等を匡正し均衡

規定を缺くものあり或は各地方長官限り種々の規  
 定を設け施行し來りたるも斯くては地方の間に區  
 々の取扱に出で經費の支出上紛雜尠からざるのみ  
 ならず結局統一を缺くの嫌あるを以て頃日、司法  
 省に於て表題の如き規則を設け去月三十日司法省  
 會檢甲第八六號を以て一般に訓令を發せられたり  
 即ち其全文并參照法令は次號の監獄法令欄内に轉  
 載すべきは讀者の參照を要す、而して改正規則に  
 依り從來の取扱に變更を加へたるは看守、女監取  
 締、授業手の俸給支給定日を司法省所管廳同條每  
 月廿二日となしたること及び監獄醫、教誨師、雇  
 員及女監取締、授業手の俸給支給方は看守同様病  
 氣欠勤六十日、私事故障の爲二十日以上執務せざ  
 るものは月俸の半額を減することとなりたるも宿  
 料手当等も其支給方法及支給期日を俸給と同一に  
 せられたること等其主なる點なりとす

○監獄官吏宿直并徹夜賄料規  
 定に就て

監獄官吏殊に監獄書記看守長の賄費に就ては從來  
 給否一定せず且其支給せらるる向も其給額一定せざ  
 るあり、其他看守以下の賄費に在ても昨年内務大  
 臣よりの指示事項にて示されたる外、別段の規定  
 なかりしを以て是亦三月卅日司法省會檢甲第八七

號を以て一般監獄官吏の賄料支給規定を設けられたり、而して該規定に依れば判任官は一夜に付金拾錢以内判任待遇を受く者及教誨師、雇員は金七錢以内女監取締授業手押丁其他は金六錢以内とし總て各監獄の仕擧豫算定額内に於て支給することゝ爲したるを以て其宿直人員の如きも其必要の程度に於て便宜其人を増減することを得るは勿論、其支給額の如きも何れも殊更に何錢以内と規定し是亦此範圍内に於て適宜支給額を定め差繰上の便宜を興ふるにありと云ふ、而して其賄料は徹夜勤務に従事したると宿直たるとを問はず總て各別に併給せざることゝなれり故に此二者の間には支給額に差等を設くる必要あらんかと想像せり

### ○女監取締の服裝規定に就て

女監取締の服裝は從來區々に出て紀律上の不都合尠からざるより曩に監獄局長よりの通牒に依り必ず羽織袴を着用せしむべき旨を定められたるも而かも其現品は目辨なるや、將た官給を要するやに付何等の明文なく、彼是權衡を失し待遇の統一を得たるものにあらずしを以て去月廿六日司法省訓令第四號を以て女監取締給與品及貸與品規程を定めらるゝに至れり、而して其概要を擧ぐれば給與品は羽織(冬夏に分ち)袴、靴、靴下とし貸與品は

### ○女監取締、押丁給料改正に就て

押丁の給料改正の議に就ては昨年典獄協議會の決議を以て其筋へ建議せらるゝ所あり、又女監取締の給料増加も其節一般の希望となりし所なりしが、去月三十日司法省訓令第五號を以て之が改正を發布せられたり、而して改正訓令に依れば女監取締は六圓以上十五圓以下とし押丁は五圓以上拾圓五十錢以下とし從來に比し其最高最低を高められたるは亦以て監獄事務の一進歩と謂ふべし、此外、尙ほ女監取締にして通辨其他特別の技能を有する者には特に俸給貳十五圓迄を給することを得ることゝしたるは蓋し外人拘禁上の必要其他特別の技能者を採用するの便宜を得せしむるにありと云ふ換言すれば即ち看守に對する十圓以内の特別手當と同一理由に出て俸給の名義を以て加給すると云ふの趣旨に出づ

### ○監獄經費流用後届出様式に就て

監獄會計處務規程に依り流用を許されたる同項内に於ける目的の流用を爲したるときは其旨司法大臣に届出を要することとなりしか其届出書式に就て

手帖、捕繩、呼子笛とす、尤も羽織の製式は從來の被布製とし靴、靴下に限り代料給與を爲し得ることゝなれり、亦以て今後は異様の服裝を見るか如きことなきを得ん乎、而して從來雨具帽子等を給せる向ありしも我國風習上婦女に對し奇異の感あり且其必要を認めざる趣旨を以て凡て支給を要せざることゝせりと云ふ

付たり本規程の發布と同時に女監取締の頭裝即ち頭飾の如きも紀律上一定を要するの必要ありとし總て束髪と爲さしむべき旨監獄局より一般に通牒せられたりと云ふ

### ○押丁給與品規程の改正

押丁給與品中冬服は從來看守の例に準し二組を以て其供用期限を三年とせしむ看守冬服は羅紗地たるに引換へ押丁冬服は小倉地なるを以て總て其供用期限を看守と同様ならしむる能はざるより嘗て當局者の間に改正を希望せられし所なりしが、去月廿六日司法省訓令第三號を以て押丁給與品規程中を改正し其第三條中冬服二組三年とありしを冬服一組一年と改め、但書に於て廳府縣長官に於て供用期限を變更し得るの規定を削除せられたり、而して本令は四月一日よりの施行にして既に給與したる現品には之を適用せざること勿論とす

は別段の様式を示されざりしより區々一定せず從て調査上の不便多きを以て頃目左の通り其様式を定め會計課長より一般に通牒を發するに至れり

明治何年度經常歳出各目豫算流用増減届

名目	流用増	流用減	事由
何々	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
何々	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
何々	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
何々	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	

右流用届行候條此段及御届候也

年月日

司法大臣宛

官氏名印

### ○集治監に入るべき囚人押送費支辨に就て

客年十月監獄費國庫支辨法施行以來、監獄費は總て國庫支辨に歸一したるを以て從來の在府縣獄囚徒費なるものは一切支辨を要せざることゝなれり而して之と同時に集治監に入るべき囚人の押送に關する費用は監獄費より支辨すべき旨、昨年九月監獄局長より一般に通牒せられたるも警察廳傳に付したる場合の押送費は發送府縣の支辨に屬すべき哉、將又沿道府縣の監獄費の支辨に立てしむべき

やに付從來の取扱例區々一定せざりしも右は何れにか一定せしむるの要ありとし結局便宜主義を採り自今遞傳押送を爲したる各警察署所在地方の區別即ち沿道府縣の監獄費より支辨せしむること、し一般に通譯を發したりと云ふ

### ○幼年囚には活版印刷業可ならんか

幼年囚の作業撰様に就ては從來當局者の共に苦心する所にして亦比較的適當の業種を撰擇するの困難なるは蓋し惟ふに體育上、智育上に於て種々の障礙からざるを以ての所以なるか如し、予輩の想像する所に依れば幼年囚の身體發育上、農業又は構外の作業を擇ぶ事最も可なるか如しと雖も種々の關係上是れ亦容易の業にあらざるを以て活版印刷業の如きは或は比較的適當の作業と看做すを得べき乎と信せり、全國何れの監獄に於ても諸統計、諸用紙類を要すること實に夥多にして従て是に要する經費も決して尠なきにあらざるのみならず印刷業は智育上、體育上資する所多き者あり加ふるに比較的習熟するに容易にして倦怠の念を抱かしむる事尠なく、且つ出獄後當業者の徒弟たるを得る等の便益ありて再犯防遏の上にも彼是便宜多きを以て各監獄には數臺の印刷器械を設備

し諸用紙統計書類等は可成幼年囚として製刷せしむること監獄の利益多かるべしと思惟せり、現に全國數ヶ所の監獄に在ては斯業の設けありて幼年囚使役上非常に好成绩を奏しつゝありと云ふ、當局者は須らく参考せらるゝ所ありて可なり

### ○監獄費科目の所屬并解釋に就て

監獄經費の整理科目は他の官廳の費目と異なり紛糾錯雜にして整頓上の困難決して尠なきにあらざるを以て從て經費の所屬判明ならず、是れ即ち他なし元來監獄の經費は在監人に關するものと一般官署に屬する者と同じ一欸中にありて然かも同一の費目を二個に分屬せしめ殆んど其分割に苦しむか如き實況にして從來の實踐に徴するに其科目の配列の如きも未だ妥當ならざるの嫌あり、縱令は同しく備品又は消耗品にして廳費に屬するものと、在監人費に屬するものとをの分界明かならざるのみならず、廳費中の馬匹費の如きも在監人の押送に專用せるにも拘はらば廳費に編入し護送費は在監人費に屬せしめたるか如き或は在監人に支拂ふべき工錢を備入料に、給與工錢を在監人費に編入したるか如き類にして整理上の不便多きを以て此際監獄經費の所屬及費途を歸一せしむるの必要ある

か如し、宜なる哉、頃日、聞く所に依れば其筋に於ては監獄費科目解説を詳密に例示し整理上の統一を期せんとするの豫定なりと云ふ、尤も廳費中の馬匹費は豫算決定の今日、項の流用となり絕對の不能なるを以て始らく三十五年度以降更正すること、し監人押送の爲め借上け又は供給せしむる護送用の馬車、馬匹に對する借料は從來雜給及雜費中舟車馬類備費より支出し來りし向あるも是等は其目的在監人の押送にあるを以て護送費の支出として其他在監人に專用するものは可成總て在監人費より支辨せしむる見込なりと云ふ

付合葬後の石墓標を新規建設するとき其費途は建築費なるやの疑問ありしも斯くては右墓標を官有財産として官有財産臺帳に登録整理するの煩あり取扱上穩かならざるを以て在監人費中の埋葬費支出を正當なりとして總て埋葬費より支辨せしむる等なりと云ふ

### ○監獄茶話會

(三月三十一日於監獄協會)

去月三十一日(日曜日)午後一時より町野區永樂町監獄協會事務所に於て例の通、監獄協會茶話會を開催せり、當日は有馬神奈川典獄は監獄事務處理

上の繁文褥禮を省き執務の簡捷を圖ること并監獄吏員配置に關する事項に就き歐洲文明國の實例を引證し監獄官吏の奮勵を鼓吹せられ、尋て小河監獄事務官は當局者に希望雜感てふ表題の下に政府當局の定員配當に對する希望并地方當局者に對する吏員配置に關する注意事項より進んで監獄官吏の風紀を匡し廉潔を尙ふ點に於て清浦會頭演說(前號本誌所載)を敷衍して之か戒飭を促かし、近時或一二の地方に於て然かも責任ある監獄官吏にして汚行醜聞を傳へ不幸にして監獄官吏自身自ら己の監督從事せし監獄に在監人として繋かるゝに到れる此思ふべき厭ふべき失體汚點をして我監獄社會に跡を絶たしむることに努むるを要すてふとて凱切痛論し以て斯道當局者を警醒せらるゝ所あり、以上兩氏の講演終て尙時間に餘裕ありしを以て印南司法屬の發題に係る左の討論題に就き討論會を開き甲論乙駁討論漸く佳境に入り殆んど底止する所なく最後に小河事務官演臺に進み自ら可否の論評を試み自説を披瀝せらるゝ所あり、結局本題は重大なる問題に譲ることとなり茲に當日の散會を終へたり、當日の來會者は小河事務官、若山、藤澤、早崎の各典獄、近縣の監獄署員、監獄學校第三期生徒諸君等無量百數十名なりしなり



討論題

囚人食糧に關する現行の規程は保健上充分なりとするや之に對する實況并其希望如何

監獄作業と民業の關係

監獄作業を獎勵し生産製造事業を盛大ならしむるときは民業を妨害し民間労働者の職業を剝奪するの虞ありとし監獄作業制限の行はれたるは遠く北米合衆國舊時の夢にして本誌前號以來の會説に叙列したるが如き事實にして較近に至りては如斯議論は既に識者の唾棄する所となり殆んど何人も之を顧みざることとなり、小河監獄事務官が曩に工業協會の監獄工業調査委員の聘に依り又は社會學會の請に依り演説せられたる監獄作業論は絕對的之を非認し監獄作業と民業とは社會經濟上兩者相融和提携し以て民間工業を助長するものなることを詳細に論述せられたることあり、宜なる哉、我國新聞紙中の泰斗とも謂ふべき時事新報は去月三十日の紙上に於て監獄作業と民業とを論説を掲載したるを見るに前顯小河先生の所論と符合する點多く且充分當時の偏見を打破するに足るべきものあるを信じ左に之を轉載することとせり

監獄作業と民業

(三月三十日時事新報)

監獄作業を獎勵して大に収入の増加を謀るべしとは我輩の既に述べたる所なり或は監獄の作業を盛にするときは民業と競争の姿を成して世間に不利の影響を與ふるに由る可しこの説もあれども無稽の甚だしきものにして若し彼の因徒に於ては平生一定の職業を有し眞面目に労働したらんには敢て刑罰に觸るゝの懸念もなく國の厄介と爲るに及ばず之に於て社會の幸福これに過ぐるものなきは何人も認むる所なるに彼等が一且罪を犯して監獄に入り作業に勉勵すれば却て民業と競争するの弊ありと云ふ同一の労働にして監獄外なれば秀支なく監獄内なれば不可なりとは如何にして解す可らざるに非ずや之を外國の例に徴するに獨逸の如きも其初め因徒の作業を獎勵したる當時には世間に競争云々の非難ありしかども實際統計の數に據るに同國の人口五千五百萬人の内有職業者は實に一千八十萬人にして監獄の囚徒は三萬餘人に過ぎず即ち三百六十人に對し一人の囚徒ある割合にして此一人の囚徒の作業は他の三百六十人の職業に如何なる影響もある可らずの事實を明にして競争云々の如き今は過去の誤と爲りて非難の聲を絶たせしむべし我國には職統計の據るべきものなきが故に固より正確の數を知ることはされざれども假りて獨逸の例を適用すれば四千五百萬の人口中職業を有するものは恐らくは九百萬に出でざることならん然るに現在の囚徒六萬八の中には老幼若くは病弱を差引き一人前の労働に堪ふもの通例三分の一なりと云へば即ち凡そ二萬人にして其割合は民間有職の人口に對して約五分の一に過ぎず以て因徒の作業も民業と競争の邊甚だ少き事實を知るに足る可し況んや監獄の建築修繕を始め獄内の需用品を成るべく他の供給に仰がずして因徒の手に製作せしむるに少なくも因徒の百分の二十も此一方に要するものとせば結局民業と競争の實のものには百五十百分の一の又その百分の八十に止まるものにして然かも労働の分配法に依りて大に其勢を緩和すること敢て難かず即ち

今日の如く一人の購買人をして囚徒五十人以上を使用するを得ざらしめ又は労働の種類を多くして一事業に多人数を使用せざることとすれば益々其弊を少なからしむるを得べし且つ因徒の中にても刑期一年以下のもの全數の過半を占むるの常にして少しく作業に熱心する項には出獄し新に入來る者は全くの素人のみ新陳代謝の絶へざる民間の職人が永久同一の業に従事して充分の経験を重ぬるものと同日の談に非らずして其他自由なる民業に比して監獄作業の不便は一にして足らず實際に競争の掛念なきは萬々保證する所なれども假りに歩を譲り多少其掛念ありとするも極めて少数なる一個人か又は一團體に對するものにして一般の多數は毫も影響を被るることありんば屈強なる囚徒を空しく監獄内に遊食せしめ懶惰放逸の惡習を益々助長するのみにては非も懲戒の効を見る能はざるのみ現に米國の或る州にては一特の非難の爲めに監獄の作業を止めたるより獄内の囚徒は朝晩午睡勝手次第の有様に日々生活に道はれて刻苦労働する真民に比すれば恰も極樂界に在るの奇觀を呈したることあり斯の如きは懲戒の本旨を全ふること能はざるのみならず出獄の後再び無賴漢の群に入りて社會に害毒を流すの危険を招くものなれば民業競争の非難の如き決して掛念するに足らず監獄の作業を獎勵し因徒をして日々の労働に眼せしむるに同時其収入をして監獄費を補ふの一事は監獄官たるもの宜しく注意す可き所なり

官有物品の贈與拂に就て

政府に屬する物品は總て物品會計規則に依り各省大臣の定めたる規程に準據するにあらざれば之の出納を爲すことを得ざるは素より論を待たざる所

なりと雖も茲に監獄當局者の間に疑問となれるは官有の物品は贈與又は寄付行為に依り無償を以て政府以外の他人に所有權を移轉することを得るや否やにあり、而して物品會計規則は明かに官有物品の贈與拂を認めたる明文なしと雖も又明かに贈與拂を爲すことを許さざるとの明條も是れあることなし是れ即ち當局者の疑問の存する所にして現に各官廳に於て官費を以て印刷若くは購買したる圖書又は物品を無償を以て譲與配付しつゝあるは既に事實の證明する所にして是等は果して物品會計規則中の如何なる規定に依りたるものなるやは姑ら疑問なるか如しと雖も予輩の見解に依れば物品會計規則第十條第二項は實に政府に屬する物品出納の區分を例舉し物品の消耗、賣拂、亡失、毀損、生産の爲めの消費及其他物品會計官吏の保管を離るゝを以て購入生産其他其の保管に屬するを納めんとすと規定し出納共に其の他なる廣汎なる文字を認めたるに依て之を觀るときは贈與を爲し又は寄付を受くることを得べき場合を豫想したるものと推定せざるを得ず、現に政府か個人か寄付を受け得べきことは何人も疑なき所なると同時に政府か自ら官有物品を贈與し得ざるの理由なきのみならず物品會計規則中寄付を受け得べき明文なきに既

に之を受理することを得るとせば何すれど之か反對に官有物品を贈與し得ざるの理由は予審容易に之を發見するを得ざるなり然り然りと雖も寄付物品を受理するは政府に屬する物品の増加にして贈與は即ち官有物品の減少に係るものなるを以て官有物品の贈與は濫りに之を認むべきにあらざると雖も予審の見解に依れば公共の用に供する爲めなるときは公益團體又は一個人に向て無償にて官有物品を贈與するも法規上何等の不都合あるを認めざるなり現に監獄會計處務規程第四百九十九條第六號に於て明かに贈與を豫想したるは即ち政府に屬する物品の無償贈與を豫想したるものにて假令は監獄の製品を萬國監獄會議又は監獄博覽會等へ寄付し又は出品する場合に於て往々生出する事實を豫期したるに職由せり、果して然らば官有物品贈與拂に關する問題は既に此規程に依て解決せられたるものと云ふも決して其不可なきを知るに足るべし、頃日我監獄協會は斯道研究の爲め全國府縣に向て監獄製品の出陳を請求し之を我協會事務所に陳列し汎く當局者の參考に資せんとせり、當局幸に其意を諒し精巧なる監獄製品の出品を敢てせられんことを希望す

附言曾て其筋より全國地方に照會の上蒐集せられたる刑具戒具其他監獄に關する舊記模型等は

其處協會に借受け保存しつゝあれば此原本の手續に依り贈與拂と整理を遂げらるゝことを得に双互の便宜にして協會の至幸此上もなかるべし

○大久保前任局長の歸朝 (四月八日歸京)

前任監獄局長大久保利武氏は鳥取縣知事に轉任後問もなく其職を休め小河監獄事務官と相前後して歐洲漫遊の途に上られしが氏は渡歐後各國の制度を視察せられ現に昨年八月自義國に開設したる第六回萬國監獄會議にも列席せられた會議終る後も小河氏と同道各國の監獄を巡察せられたる等氏が斯業に熱誠なる同情を注かれつゝあるは今更の事にあらざるは全人社會の供に認むる所なり氏今や無事歸朝せらるゝあり予輩は茲に氏の歸朝を祝し併て斯道の當局者に報すと爾云

○監獄茶話會 (四月十三日於協會講堂)

本月十三日(第二土曜日)午後一時より例の通協會講堂に於て監獄茶話會を開催したり、當日は清浦本會々頭始め松平正直男の歐洲監獄觀察に關する

○山口富山縣典獄の長逝

富山縣典獄山口卯太郎氏は曾て病魔の侵す所となり病軀を勉めて孜々獄務を執られし由なりしが終に本月十日を以て溘然長逝せられたり、氏は長崎縣三池集治監等に久しく監獄事務に従事せられ明治卅一年中本縣典獄に累進し爾來熱心獄治に執筆

講演ある豫定なりしも兩氏共に據らなき支障の爲め來會せらるゝに至らざりしは寔に遺憾なりしと雖も當日は豫て小河副會頭の幹旋に依り東京百工商會の製造發賣に係る輕便消火器の實地試檢を行ひ來會諸君の實見に供せんとて該器械特約販賣所東京京橋區南金六町九番地田中商會より特に役員及人夫數名を派遣せしめ該消火器使用方法に關する役員の説明あり終て豫め監獄協會事務所構内の廣場に堆積したる新材に石油を注き火を放ち炎々猛火の天に冲するに至り瞬時に之を消火したる等非常の好成績にして之が實地試檢を終て更に講堂に於て小河事務官の紹介に引續き衆議院議員田中正造氏の簡短なる演說有馬典獄并原胤昭氏の講演あり尙時間之餘裕ありしを以て小河副會頭の發題にて四人に體操を行はしむるの可否に就て討論會を開き山上委員長、坐長席に就き甲是乙否數氏の討論あり散會したるは午後五時頃にてありしなり

○監獄協會へ寄贈の圖書及物品に就て

我監獄協會は曾て會員諸君并廣く世の斯道改良家の參考に資する爲め新舊刑具戒具并刑獄に關する圖書建築物等の模型舊記の類を蒐集し圖書室、陳列場を設置するの計畫あり全國の當局者に向て懇請する所ありしが各地方部長并會員諸君の此舉に同情せらるゝの厚き續々寄贈陳列を諾せらるゝに吝ならざるは本會役員の深謝措く能はざる所にして將來斯學改良の好侶伴たるを信じて疑はず故に此際一層廣く新舊刑獄に關する物品は勿論尙も斯業の改善を促進するに足るべき新著舊記并監獄製作品等は可成多く寄贈又は陳列を肯諾せられんことを希望の至に堪へず至囑々々

付言本會圖書室陳列場設置資金の内へ監獄協會雜誌出版人磯村政富氏より金五拾圓尙外に新式大幻燈器械一組此代價凡六拾圓を寄贈せられたり予輩は茲に氏の厚志を深謝すと爾云

# ○會報

## ○維持會員入會報告 (監獄當(局者外))

入會月日	會員種別	出金額	官職名	姓名	紹介者
二月二十二日	特別會員	金拾圓	前任青森縣知事	宗像 政君	青森地方部長 松山爲治君
三月十六日	同	同		布施茂左衛門君	北海道地方部長 四王天數馬君
同	維持會員			八木橋榮吉君	北海道地方部長 川口雄朗君
同	同			漁貝販賣商	北海道地方部長 四王天數馬君
同	同			辯護士	北海道地方部長 稻垣勝三君
三月二十日	特別會員	金拾五圓	大阪府知事	菊池侃二君	大阪地方部長 千頭正澄君
四月四日	同	金拾圓	大分縣會議長	水ノ江文二郎君	大分地方部長 小野勇次郎君
四月九日	維持會員		大阪地方裁判所	河村善益君	大阪地方部長 千頭正澄君
四月十三日	特別會員	金拾圓	衆議院議員	田中正造君	東京地方部長 藤澤正啓君
同	取扱會員	金拾圓		佐野 倫君	同

## ○吊慰金贈與ノ部

故新瀉縣監獄署女監取締内井マツ氏ハ奉職以來滿十二年八ヶ月餘獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡クス所アリ其功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金九圓六十錢贈與ス

明治三十四年二月二十一日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

## ○慰勞金贈與ノ部

奉職滿二十七年二月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年二月五日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職滿十六年九月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス

明治三十四年二月五日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

在勤滿十一年四月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓參拾錢贈與ス

明治三十四年二月五日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職滿十九年三月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年二月七日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職滿十年一ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓贈與ス

元神奈川縣看守 谷口純平氏

奉職滿十年一ヶ月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓贈與ス

元神奈川縣看守 谷口純平氏

明治三十四年二月八日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職滿十九年九月月勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス  
元神奈川縣看守 鹿島 市氏  
正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職滿十九年九月月勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス  
元神奈川縣看守 加藤 眞 元氏  
正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職以來滿十六年二月月餘殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス  
元大坂府看守 鹿島 與 市氏  
正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職滿二十一年二月月餘殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス  
元千葉縣看守 島村 峰 宥氏  
正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職滿十六年八月月餘殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス  
元千葉縣看守 布品川 多 重 郎氏  
正三位勳二等 清浦奎吾印

奉職滿十二年六月月途殊ニ勤務上功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓六十錢贈與ス  
元千葉縣看守 岡本 健 太 郎氏  
正三位勳二等 清浦奎吾印

明治三十四年二月二十日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

明治三十四年二月二十日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

明治三十四年二月二十日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

會 告

○故警察監獄學校幹事申中島幹事君香花料トシテ寄贈セラレタル  
ハ左ノ如シ (四月十八日迄申込ノ分)

金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
壹	拾	拾	拾	壹	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾
圓	錢	錢	錢	圓	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	圓
沖繩縣	全縣	全縣	神奈川縣	香賀縣	佐賀縣	宮城縣	鳥取縣	東京府	全縣	全縣	全縣	茨城縣	全縣	全縣	埼玉縣	埼玉縣	
佐藤	山科	向島	小澤	高木	安永	大多木	磯村	大沼	伊藤	後藤	野口	吉田	石原	早崎	香濟	香濟	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	

監獄協會事務所

# MAGAZINE

OF THE

## PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 4. April, 1901.

VOL. XIV.



### CONTENTS.

#### Editorial :-

Prison Labor, II. ....

#### Leading Articles :-

Criminal Statistics (*continued*) ..... Count YANAGIZAWA.  
 The Revision of the Criminal Law ..... M. TOMIJIRO, I.L. B.  
 Prison Sanitation in Europe, I. .... SEIJI YAMANE.  
 The Aim of Prison Discipline ..... REN NAKARŌJI.  
 The Bertillon's System (*continued*) ..... Prof. OKADA.

#### Miscellaneous :-

Prison Estimates for the Current Year .....  
 Distribution of the Local Prison Expenses for the Current  
 Year .....  
 The Appointment of Prison Inspectors .....

#### Statistics.

#### Current News.

#### Correspondence.

#### Communications.

#### Prison Regulations.

#### Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Itohome, Eirakuchō, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十四年四月二十日

發行人兼編輯人  
 印刷所  
 東京市  
 麹町區  
 幸町一丁目  
 五番地

磯村政貞  
 磯村政貞  
 磯村政貞

明治廿一年五月刊